

第10回 ESRI-経済政策フォーラム
「少子高齢化社会に向けた年金制度のあり方」

経済社会総合研究所

第10回 ESRI - 経済政策フォーラム議事次第

日時：平成14年9月30日（月） 14時～17時

場所：第4合同庁舎2階 共用220会議室

1．開 会

2．基調講演 1 小塩 隆士 東京学芸大学助教授

3．基調講演 2 橘木 俊詔 京都大学教授

4．パネルディスカッション

（パネリスト） 小塩 隆士 東京学芸大学助教授

橘木 俊詔 京都大学教授

八田 達夫 東京大学教授

山崎 康彦 上智大学教授

（モデレータ） 喜多村 悦史 経済社会総合研究所総括政策研究官

5．フリーディスカッション

6．閉 会

本議事録は、フォーラム事務局の責任において作成したものであり、ありうべき誤りはフォーラム出席者に属するものではない。

【司会】 それではただいまから、第10回「ESRI - 経済政策フォーラム」を開催いたします。お手元の議事次第にありますように、本日のテーマは「少子高齢化社会に向けた年金制度のあり方」でございます。モデレータは、内閣府経済社会総合研究所の喜多村総括政策研究官でございます。よろしくお願いいたします。

【喜多村】 本日は足元が悪い中、多数お集まりいただきましてありがとうございます。

きょうのテーマは、先ほど申し上げましたように、「少子高齢化社会に向けた年金制度のあり方」です。人生を大別すれば、学ぶ時代、働く時代、そして悠々自適の老後ということになるかと思うわけであります。長寿社会を我が国が実現しつつあるわけでありますけれども、ただ、高齢社会、長寿社会を素直に喜べない、大変不安があるということで、各自で貯蓄の積増しに走る、これが元気のない原因の一つではないかということも言われているわけであります。

急激な少子高齢化と、経済構造の変化という中で、老後を支える社会保障制度の将来運営が大変危ういという指摘がされております。しかし、社会保障制度が心配で、それで仕事が手につかないというのは本末転倒でありまして、社会保障制度というのは、背後からやさしくしっかりと国民生活を包むものである。逆に言えば、こういうものはあまり気にせずに日々の生活ができるということが望ましいのではないかと思います。

そういう意味で、今後しっかりした社会保障制度、年金制度にするために、基本的なポイントは何かということで、きょうはフォーラムを開催することにしたわけであります。

パネリストの先生方をまずご紹介したいと思います。右から、東京学芸大学の小塩隆士先生であります。

【小塩】 よろしく申し上げます。

【喜多村】 続きまして、京都大学の橘木俊詔先生です。

【橘木】 よろしく申し上げます。

【喜多村】 続きまして、東京大学の八田達夫先生です。

【八田】 よろしく申し上げます。

【喜多村】 次に、上智大学の山崎泰彦先生であります。

【山崎】 よろしく申し上げます。

【喜多村】 きょうのテーマ、論点等は議事次第の後半に、現行の年金制度の課題、もう一つは、持続可能な年金制度のあり方と移行の方策ということで、それぞれ例示項目がそこに載っているとおりであります。

おおよその日程を申し上げますが、まず、小塩先生と橘木先生に基調講演をいただきまして、その後、4人のパネリストの先生方でディスカッションをしていただく。おおよそ4時ごろになりまして休憩をとりまして、その後、会場の皆様方からの質問、ご意見を承りながら、さらに小一時間、議論をしていきたいと思っております。終了は5時を予定しております。

それでは早速議事に入りたいと思います。小塩先生、よろしくお願いいたします。

【小塩】 小塩です。よろしくお願いいたします。

お手元に、「年金改革の論点」というA4の何枚かの資料がございますので、それに沿ってご説明いたします。

メモを読み返してみて、自分ながら反省しておりまして、どういうところに問題点があるかということで、理想像と現実の対応が混合しているんじゃないかという点があります。それから、厚生年金の話なのか、それとも公的年金全体の話なのか、混乱しているところがありますけれども、どちらかという、私の議論は厚生年金の話を中心にさせていただきたいと思います。

まず現状認識ですけれども、これは私が言うまでもないことですが、非常に大きな、何百兆円という、財源の裏づけのない年金純債務が発生しているという点が一つ挙げられます。純債務と申したのは積立金を除いたものです。ですから、将来、今の保険料を引き上げていかないと太刀打ちできないというものがある。これが、2000年度末で、厚生年金に限定しても552兆円あるということですね。

それからもう一つは、いろいろなところで議論されていて、経済財政白書でもよく出てくるテーマなんですけれども、世代間の格差が広がっています。

このままではどうしようもない、直さないといけませんということですが、私が考える基本方針は、いろいろなレトリック、ロジックがあるにせよ、最終的に政府が目指すべきは、公的年金の規模縮小に尽きます。どんな方法であってもよろしい。とにかく規模を縮小しましょうということだと思います。

今の制度はあまりに重い給付を国民に約束しています。経済の体力以上の給付を約束しているということですね。そのまま政府が国民に対して、高齢時になるとこれだけ差し上げますよと約束し続けることは、あまり望ましいことではないと思います。ない袖は振れないと言ってしまったほうが、国民の覚悟ができると思います。自己責任という言葉がありますけれども、もちろん自己責任にリスクはありますが、制度が根本的に破綻するリスクよりも、個人のリスクのほうが対処しやすいだろうと思います。

最終的にどういう理想像を描いているのかということですが、個人的には、公的年金は基礎年金部分だけにしようということですね。それから2階部分はなくしてしまうというのが、最終的な理想像なんですけれども、これについてはいろいろなご議論があるかと思いますが、それから基礎年金の部分もどれだけにするかという論点があると

思います。とにかくそういう議論を横にしておくと、基礎年金部分だけにしましょうということだと思えます。

ただ、改革に向けての時間はあと1年程度しかありませんので、あまり理想像ばかり振りかざしても意味がないということです。現実的な方策としては、いわゆるスウェーデン方式を選択肢の一つに入れていいのではないかと思います。ただ、いわゆる拠出建てで年金を運用するというだけではなくて、年金の保険料を固定するというのがみそでして、これは後で申しますけれども、実質的に公的年金の規模縮小を意味するわけで、積立方式への移行とか民営化というものと、基本的に同じ方向を向いていると考えられます。したがって、ベストじゃないんですけどもベターという意味で、厚生年金を拠出建ての仕組みに移行していくというのは、政策的に無理のない選択肢ではないかと思います。

2ページ目へ参りまして、財政方式のあり方ですけれども、これも言い古された議論なんです。積立方式とスウェーデン方式の比較をしております。理想的にはやっぱり積立方式のほうがいいわけですね。年金純債務というのは発生しません。年金の収支が世代ごとに均衡するということがあります。それから世代間の格差も生まれませんということで、いいんですけども、いわゆる二重の負担の問題をどういうふうに解決するかというのがネックになるわけですね。

いままでいろいろな議論が出てきております。国債を発行させて純債務を償却していくというようなアイデアもあります。あるいは段階的民営化の発想というのもありますけれども、どちらにしても、追加的な負担をだれが引き受けるのか、という非常に重要な問題があるわけですね。現役世代が二重の負担を引き受けるのが嫌だったら、高齢者あるいは現在年金をもらう約束をしてもらっている人が、我慢をしないといけないという発想の提案も出てくるわけです。これは、昨年政策構想フォーラム等々でも出てきたアイデアです。

それに対してスウェーデン方式は、保険料率を固定して、拠出建ての賦課方式でやっていくということになります。毎年収支を均衡させるというのがみそなんですけれども、そうすると、新たに年金純債務が発生しないというメリットがあります。ただ、賦課方式ですので、やはり大きな問題、世代間の格差が残るということですね。ですから、積立方式あるいは民営化に比べると、効率性の点からいうとやはり問題があります。

それでは積立方式になるべく近い方法をとるにはどうしたらいいかということですが、保険料を低目にして、その範囲内でやりましょうということになりますと、現行制度に比べ公的年金の規模が縮小され、積立方式に実質的に移行するという面が出てきます。

保険料率を固定して、積立方式への移行と同じような効果を目指そうと、ちょっとそくな面があるかもしれませんが、これはいいんじゃないかということですね。

それから言うのを忘れましたが、積立方式の場合は、国債の発行がきちんとできるのかという議論があるんですね。財務省の人に聞いたんですけども、これから申し上げるのは財務省の公式見解ではないのでお断わりしておきますけれども、厚生年金で発生したつかけを国民全体で払うというのは、果たして是認できるのかということで、国債発行の legitimacy の問題があるというわけですね。

厚生労働省が政策上のミスをしたならそちらで処理してくださいという議論があります。まあそれはどうかなという気はするんですけども、確かに厚生年金以外の人たちに迷惑をかけるというのは問題である等々、積立方式というのは移行期にいろいろな問題があるという気がいたします。

スウェーデン方式では全然問題がないのかと言われるとそんなことはなくて、はっきり言えば、今まで政府が約束していた借金の踏み倒し戦略ですね。合法的に借金を踏み倒すということです。毎年入ってくる保険料で、その時々々の年金の給付を賄うということですね。今まで約束した五百何十兆円というのはどうするのか。それは捨てるということですね。そこで年金純債務を一挙にゼロにするという荒っぽい発想です。

ただしそのためには、既裁定の部分を全部無視してしまうという、憲法違反みたいなことをやってしまうわけですけども、実はそこをねらっているということですね。もしそうでなければ、積立方式への移行と同じように二重の負担問題が発生するということになります。

ということで、どちらがはるかにいいという感じではなくて、どちらも問題があるし、どちらもメリットがあるということですね。ただスウェーデン方式のほうが、実際には実施しやすい面があるのではないかと思います。積立方式の場合ですと、毎年何十兆円という年金の給付をすぐに来年から手当てしないといけませんということですね。そうすると、そのお金をどこから引っ張ってくるのか。国債の発行が果たしてできるのかという、非常に現実的な問題があるわけですけども、スウェーデン方式ですと、とにかく少くくらは削減されるかもしれないけれどもお金は出る、そっちのほうがましだろうという気がいたします。

とにかく公的年金の規模縮小を最大の目標にするのであれば、問題は多いんですけども、とにかくこれ以上純債務を発行させないような形に移行するというのは、悪くないア

アイデアではないかと思います。これは、財政方式をめぐる論点です。

そのほかいろいろ事務局の方から論点をいただいております。あまり時間がありませんのでポイントだけ申します。

まず3ページ目の年金の民営化ですね。積立方式に移行するというところまでは、理論的に正当化できるんですけれども、政府にお金を運営させないで、民間に任せたいところがよろしいというところまでは、なかなか理論的には言えないですね。運営コストはどのようになるのかとか、リスク管理、リスク処理の問題をどうするのかということになりますと、いろいろややこしい問題があります。

ただそれは、積立方式に移行してから、政府で運営するかそれとも民間で運営するかという問題ですので、今の制度と民営化はどっちがいいかといわれると、それは違う次元の話だと思うんです。今の制度は、ここにも若い人がいらっしゃると思いますけれども、40歳よりも若い人は、年金に入ったら確実にマイナスの収益率が待っているという世界です。ここに「2000年生まれならマイナス10%前後」とありますけれども、これは間違いでして、生涯賃金に対して10%ぐらいの赤が出るという発想なんですけれども、とにかく入ったら損になるという仕組みですね。それだったら、ちょっとぐらいリスクがあっても自分で運用したほうがいいという、民営化の世界のほうがいいと私は思うんです。きょうは民営化の話がどこまで議論されるかわからないので、とりあえず民営化についてはここでとめておきます。

それから公的年金と世代「内」の公平性について、どう考えるのかということですが、問題も、社会保障にどれだけ所得再分配機能を期待するかという、そもそも論から始まると思うんです。私はどちらかというと、自分的には社会保障は所得再分配の装置として機能してもいいんですけれども、初めから純粋な意味での所得再分配を期待するというのはいかがなものかと思います。

そういうふうに考えると、社会保障はリスクシェアリングといいますが、リスクプーリングに限定して、所得再分配は税でやるべきだと思います。あえて公的年金に所得再分配機能を、特に世代内で期待するのであれば、保険料を所得比例、あるいは累進型でもいいんですけれども、そういう形で受け取って、年金を定額にするというのが一番いいのではないかという気がいたします。公的年金を定額給付にして、財源は消費税、または累進的な税で調達する。あるいは、所得比例型の保険料方式を厳格に追求するという方法が一番いいのではないかと思います。

それから4ページにいきまして、子育て支援との関係をどう考えるかということですね。最近いろいろなところで少子化対策が議論されております。諸外国の例も引き合いに出されて、日本では子育て支援がまだ十分でないから、これを充実させましょうという発想で議論がなされているわけです。私はそれ自体は間違っていないと思うんですけども、社会福祉の財源を調達する人材を、これから育てるといふ政策目的は、果たしていかなものかと思うわけです。

確かに公的年金が賦課方式で回っているということは、子供はその財源を将来調達することになるわけですから、公共財的な役割を持っているわけですね。公共財というのは、教科書に書いてあるように、過少供給される可能性があるわけですから、それを財政的に支援するためには、子育て支援というのは経済的に是認されるわけです。

これはいわゆるセカンド・ベストの議論でありまして、どこかで市場がゆがんでいたら、それを逆のゆがみで相殺するというのがある、という発想なんですけれども、これはベストではない。やはりベストの政策は、市場メカニズムにゆがみをかけている賦課方式の公的年金を、できるだけ縮小しましょうというのが、私の基本的なスタンスです。

それから、出生率の動向というのが政策によって左右されるのか、という実証分析をしたことはないんですけども、これにあまり期待するのはよくないんじゃないかという気がいたします。レジユメの最後のところに掲げておきました図表5ですけれども、これは、合計特殊出生率を縦軸に、いわゆる婚外子比率を横軸にとったものです。これを見ると、日本、イタリア、ドイツという第二次世界大戦のときに仲がよかった3国が下のほうにあるわけです。家族というものに対して伝統的な考え方が強い国というのが、女性の社会進出とか高学歴化が、即、出生率の低下につながるという面があります。南欧もそういう傾向があるようなんですけれども。

そういう社会的なバックグラウンドが、出生率の動向を大きく左右しているということになりますと、例えば日本で婚外子の割合を増やすような政策が必要だということはいいませんけれども、金銭面でインセンティブをつけても、そんなに効果は出てこないのではないかという気がいたします。

効果が出てきたとしてもこれから20年後ですから、社会保障の財源を調達するために子供を産み育てることに、金銭的なインセンティブをつけましょうというのは問題がある。むしろ、子供を産み育てるといふ人間的な営みそのものに対して、いろいろな制度がゆがみをかけているんだったら、それを相殺するような手当てが必要だと。そうでないと、昔

の産めよ増やせよみたいな形になりますので、問題があるという気がいたします。

それから4番目ですけれども、就労形態あるいはライフサイクルの多様化に対して、公的年金がどういう対応をしたらいいかということなんですけれども、これも究極的には1階部分だけにしまして、2階部分は積立方式の個人勘定にしてしまうというのが一番すっきりすると思います。

ポータビリティというのは、日本版401(k)で、その特徴としてよく議論されるわけですね。いろいろな会社を渡り歩いても、企業年金の拠出実績がついて回るものなんですけれども、それを公的年金全体に波及させるというのが究極的な姿だろうと思います。税制上のインセンティブをつけるんだったら、2階部分だけにしましょうということですね。そういうのを「スーパー401(k)」と一応言っておきますけれども、もし就労形態とかライフサイクルの多様化に、公的年金が対応するというのであれば、ここまで進めないといけないという感じがいたします。

そこまで行くのは大変だということでしたら、高齢者の就業スタイル、就業行動に対して、年金が中立的であるというところを、まず進める必要があるだろうと思います。どの時点で引退しても、損にも得にもならないような仕組みにする、というのが重要だと思います。現在、在職老齢年金というのがありますけれども、その制度で就業行動が有利な形で、ディスインセンティブを受けているというような実証分析もありますけれども、どの時点で引退生活に入ろうか、ネットで見ると、生涯において受け取る年金は同じであるという仕組みにしていくべきだと思います。

積立であれば、これがすぐにでもできるわけでありまして、とりあえず厚生年金は賦課方式で続けましょうということであれば、年金数理的に見て、公正な削減、あるいは上乘せ率を設定する必要があるでしょうということになります。

最後に女性のライフスタイルの選択に対するバイアスを取り除くにはどうしたらいいか。これはいろいろところで議論されていますけれども、第3号被保険者問題の解決を急ぐべきだろうと思います。1階部分を保険料ではなく消費税で調達すれば、この問題は解決できるというような議論がよくありますけれども、私も基本的にその方向に賛成いたします。

最後に、これは経済全体をごらんになっている、内閣府ならではの問題意識だろうと思うんですけれども、年金改革と経済活力との関係はどういうふうに見るのかということです。私は、社会保障制度の改革で経済を活性化するという発想は、あまりよろしくないん

じゃないかという気が、個人的にはいたします。むしろ、子供がこれから減っていくというのはしょうがないことですし、それに応じて潜在成長率が低下していくことも避けられないことから、それに対応して、社会保障制度の維持、持続可能性とか、ロバストネスを高めるということを、政府としては目指さないといけないという気がいたします。

そういうことで、今申し上げたような一連の政策というのが重要になるだろうと思いません。ただ副次的な効果として、将来に対する不確実性が軽減されるという経緯を通じて、個人消費が刺激されるだろうというルートは、期待していいんじゃないかという気がいたします。

それと同じように、先ほど申しましたけれども、年金を年齢に対して中立的に作用するというような形に調整することによって、高齢者の就業意欲が高まる。それによって、ほっておいたら低力するであろう潜在成長力をも引き上げる。さらに年金財政にもプラスの影響が出てくるであろうというような、フィードバック効果も期待できますので、その意味からいうと、年金改革というのは、経済活力に対して一定の効果を及ぼすであろうと思います。

非常に駆け足で説明させていただいたんですけれども、私のほうからは、とりあえず以上で終わらせていただきます。

【喜多村】 小塩先生、どうもありがとうございました。

続きまして橘木先生、よろしく申し上げます。

【橘木】 京都大学の橘木と申します。

お手元に私のレジюмеがございますので、レジюмеに沿ってお話したいと思います。事務局のほうから論点というものを示されましたので、論点どおり、私の意見を書いておりますので、読んでいただければ、私の意見はどういうところにあるかということがわかっていただけるかと思えます。

ここでは公的年金の話を中心にしまして、企業年金だとか民間の個人保険というのは対象にしません。まず小塩さんのお話の中で、私の意見と一致する点と一致しない点がありますので、後でまとめてそれを言いたいと思います。

ではレジюмеに沿って話させていただきますが、まず第1番目に、現行制度の課題、世代間・世代内の公平性の確保をどうするか。年金制度というのは不確実性に備えたもの、保険制度ですから、死亡時期が不確実である、将来の所得がないという条件のもとで、不確実性に備えた制度であるのであれば、世代間だとか世代内の不公平だとか損得論議とい

うのは、本来は入るべきものではないというのが基本原則ですが、人間というのは、生まれてから損得ばかりで生きておりますから、損得論議にどうしても敏感になるというのはやむを得ないというわけです。フィロソフィーは、損得論議は廃止をという説を私は持っているんですが、現実はそのようなわけにはいかないから、二次的な政策を考えなければならないということになるという感じです。

損得論議あるいは公平制度の出てくる一つの根拠というのは、保険料方式だからというのが私の問題意識であります。税方式であれば、そういう問題を少なくとも表面的には出せない、出さないというメリットを皆さん気づいてほしいと思います。

例えば、橋をつくるとか、あるいは義務教育をやるとか、大学教育を公費でやるということに関して、だれが損をしたかとか、だれが得をしたかという話はあまり出てきませんね。地域で損をしたとか得をしたという話は、たくさん出てまいります。保険料方式だと、自分はこれだけ払ったから、これだけもらうのが普通だとみんな思うでしょうが、税方式であれば、だれがどれだけもらったかというのはわかりますが、だれがどれだけ負担したかということ、いい意味でも悪い意味でもあいまいにしますので、損得論議が出てくる余地を小さくするというメリットがあるということ、まず皆さん、わかっていたきたいと思います。後で反論が来るとは思いますが、そういう点が、一つの私の主張の根拠でございます。

それから第2番目、就労やライフスタイルの多様化ということに関して、私はどういうことを考えているかといいますと、日本の社会保障制度というのは、一つの特徴は制度の乱立でございます。

医療保険制度をとれば一番ははっきりすると思いますが、それぞれの一つの大企業が自分のところで組合健保制度をもっている。何々企業の組合というのは2,000ぐらいあるんでしょうか。それから、中小企業に対して政府がやる政府管掌制度。自営業者と引退した人を中心にした国民健保、あるいは公務員も別個に自分たちで共済組合を持っている。何でこんなに制度の乱立があるのか。年金も似たようなものなんです。

これは、それぞれが自分たちと同じような特徴を持った人たちが、お互いに助け合うという歴史的な経緯から出ているんですね。

そういう考え方を、倫理学・哲学の分野ではコミュニタリアニズム、共同体主義といいます。まさに共同体主義の考え方というのが、日本の社会保障制度の原点であるということ、これを理解していただきたいと思います。

そうすると、それを国民が意図するかしないかは別にして、コミュニタリアニズム的な考え方をしてきたのが制度の乱立を生んだわけなんです。こういう考えに対して、もう一つ別の哲学・倫理学の考え方がある。それは、ユニバーサリズムという考え方です。日本語では普遍主義といいます。どういうことかという、その人の持っている特徴、あるいは特質、男性か女性か、どこの企業に勤めているか、どんな職業についているかということとは無関係に、その個人に対して共通普遍的な社会保障制度を提供するのが一番いいという考え方です。

実は、日本の社会保険制度というのは、そのような立場を全然とっていません。普遍主義というのは、倫理学・哲学の考え方としてはありますが、日本の社会保険制度、社会保障制度というのは、そういうこととは無関係であった。しかしヨーロッパを見てみますと、そのオリジンを見ると、どういう職業かとか、引退した人かとか、いろいろな形で共同体主義的な発想で社会保険制度が発生していましたが、歴史的な流れは、戦後何十年かずっと普遍主義のほうに向かっております。

代表的な例を挙げましょう。イギリスのナショナル・ヘルスサービスというのを考えてみますと、これは、何歳かとか、どこに勤めているかとか、そんなことは無関係に、国民一人が唯一のナショナル・ヘルスサービスという制度に加入するという制度で、これはまさに、私の言う普遍主義の考え方です。年金に関してもそのような考え方が徐々に浸透しておりまして、ヨーロッパの場合は、共同体主義から普遍主義への移行に向かっている。

国による差はあります。北欧は普遍主義の考え方が非常に強いですが、先ほどイギリスの例で見ましたように、イギリスでもそういう考えをとっているということをわかっていただきたいと思います。

そういう考え方からしますと、日本の社会保険制度というのは、共同体主義的な発想から出ております。私は普遍主義のほうがベターだと思っておりますので、制度の統合というのがまず第一番に出てまいります。

日本でも制度の統合は徐々に進んでおりますが、まだなかなか進まない。なぜかという、と既得権益を失う人が必ず出てくるからです。今の医療保険制度の改革論議の一番の原点は、得する人、損する人、既得権益を失う人の間のパワーゲームによるもので、年金制度も同じであります。そのような日本の特徴を踏まえて、私はここで、これからはやはり普遍主義的、ユニバーサリズム的な社会保障制度、社会保険制度に向かうのが自然の流れで

あろうと見ています。

という考え方にもし賛成していただけるなら、財源は税のほうがベターというのがまた出てまいります。先ほど申しましたがイギリスのナショナル・ヘルスサービス、イギリスの保険制度というのは、税が財源でございます。ユニバーサリズムという考え方に立てば、だれがどれだけ払ったかということは無関係に、税でミニマムな保障をしますという考え方が自然に出てまいります。

という意味で、私は哲学・倫理学のほうから、コミュニタリアニズムよりもユニバーサリズムをベターと考えるので、保険料方式ではなくて税方式に向かうのがベターだという2番目の根拠になります。

その次、2番目の持続可能な年金制度と移行策というのがございますが、私はユニバーサリズムでございますので、基礎年金だけに限定するという案がおのずと出てまいります。これは先ほどお話された小塩さんと全く同意見であります。国が関与する公的年金制度というのは、一人幾らという基礎年金に限定して、それ以上のことは、国民一人一人の責任においてやっていただきたいという考え方が、ユニバーサリズムから出てまいります。

したがって、私の案というのは、基礎年金だけに限定して2階以上は徐々に廃止していく、少なくとも国は関与する必要がないという考え方です。基礎年金の支給額は15万円から17万円という額まで、私は提言しております。財源は累進消費税という制度でございます。累進消費税というのを聞きになった方はあまりいないと思います。後で時間があれば、どんなものであるかということをご説明したいと思いますが、少なくとも財源を消費税ないしは支出税に移行するという考え方、これも小塩さんの意見と同じであります。

今の日本の基礎年金制度というのは、実は3分の1が税収でありまして、3分の2が保険料から出ている。これを3分の1から2分の1に変えるというのが法律で決まったんですが、だれに聞いても、来年から2分の1を税収にするということを信じている人はいないみたいで、政府のどの人に聞いても、そんな法律があったんですかという顔をされるくらいですので、国民に対して、これは契約違反である。法律でつくったのに、そういう制度に持っていけないという非常に不幸な現象が、今、日本の社会にございます。財務省や厚生労働省の方に、この問題をどう解決をされるんですかということをお聞きしたいと思っております。

私も経済学者の端くれでございますので、日本の経済学者が、一体どんな年金改革案を

出しているかということをもとめてみました。それが3ページにございます。3ページを見ていただきますと、一橋大学の岩本康志さんが、日本の公的年金の改革案は大きく分けて3つあると。一番上に現行制度というのが書いてありまして、その次に高山案、これは一橋の高山憲之さんでございます。2番目が橘木案、3番目が八田・小口案、隣に八田さんがおられますが、この3人の3つの改革案が出ております。

これは、岩本、大竹、小塩という3人の方が公的年金の改革をめぐる対談をされまして、その中に出ていた表を私が持ってきた次第でございます。いろいろな違いがございます。それを一つ一つ説明していると時間が幾らあっても足りませんので、それぞれの案を見ていただいたら、どういう財源だとか、あるいは賦課方式だとか、積立方式だとか、いろいろな違いがあるのがわかっていただけたらと思います。確定給付でいくのか確定拠出でいくのかの違いもあるということでございます。

1ページに戻りますと、次に、私の制度改革というのは税方式でございますので、税方式というもののメリットとデメリットをそこに挙げてみました。これは読んでいただくとわかりますので細かいことは申しませんが、基礎年金というのは、とにかくすべての引退者に最低限生きていくだけのミニマムの保障を公部門がやる。そういう意味で、国民に安心を与えられる。少なくとも生きていけるだけの保障がある、国民全員に与えるという意味で、1家計あたり15万円から17万円のミニマムの保障をやるということ、私の計算ではやっております。先ほど申しましたように、税だと損得論議の起こる余地を小さくするというメリットがございます。

2番目が、消費税ないし支出税ですので、財源を広く薄くかつ確実に徴収できるメリットがある。今の社会保険料方式は、皆さんご存じのように徴収側で非常にトラブっております。国民年金は3分の1の人が払っていないとか、あるいは厚生年金は、企業が非常に苦しいので、厚生年金の企業負担分を払っていないとか、いろいろなところで厚生年金の空洞化という現象が起きております。

保険料方式だと、徴収に非常にコストもかかるし、取ろうと思っても取れないということがございますので、私は税方式による強制徴収の力にもっと期待したいというわけで、税方式にしますと、多くを薄く確実に徴収できるというメリットを強調したいと思います。

もう一つは、高齢者からも徴収できるというメリットもございます。保険料方式だと現役しか負担しませんが、高齢者も負担するということにおいて、ここで言いました広く薄くかつ確実に徴収できるメリットというのが、税方式の大きな特徴でございますので、今、

保険料徴収でトラブっているデメリットを解消できるのが大きいと思います。

3番目、徴収を一本化します。国税庁と社会保険庁の統合化というのがおのずと出てまいります。徴収に相当コストがかかるので、このメリットは大きい。イギリスの国税庁と社会保険庁が合体したという事実がございます。イギリスは非常に合理的なことをやりました。徴収側を統合することによるメリットを生かして、その分を給付の側に回すということです。

実は統合の問題が一番センシティブであります。社会保険庁がなくなるというようなりスクがありますので、厚生労働省は私の案に対しては多分大反対でありましょう。私は生首まで取るとは言っておりませんので、そこは了承していただきたいですが。

ついでながら私の税方式は、これまた厚生労働省は大反対でございますので、ある意味において私は厚生労働省からにらまれる男でございます。

その次、4番目のメリット。税方式に移りますので、企業の社会保険料、要するに事業主負担分はなくなります。日本の企業が今10年間、15年間、非常にトラブっている一つの原因というのが、社会保険料の事業主負担分でございます。これを廃止することになりますので、企業の活性化に役立つというメリットがございます。

しかしながら、負担は国民に参ります。当然のことながら、消費税だとかそういうものは、国民全員が負担する制度ですから、負担を企業から国民にシフトするというような意味合いもある、ということを理解していただきたいと思います。

5番目に、後で八田先生からおしかりを受けるかもしれませんが、消費税は間接税だけれども、支出税は直接税だという説のほうが強いので、私も困っておりますが、もし累進消費税というものが入るのであれば、これは間接税ですから、保険料や所得税で直接取るよりも、国民の労働供給、貯蓄に与える影響が小さいため、経済全体の活性化ないしは成長率の貢献には、マイナスにならないというメリットがございます。間接税は、その資源配分によりニュートラルですから、経済成長を高くしようと思ったら、間接税のほうがベターという論理がここで生きております。

これが大体のメリットでございますが、メリットばかり書いていたらアンバランスでございますので、次の2ページに、私の案に対する反対というのは一体どんな意見があるのかということを書き添えてみました。

いつも出てくるのは、税方式は生活保護とどこが違うんだという批判です。私はこの意見に対しては、義務教育だとか大学だとか、そういう人生上のことにも税を投入している

じゃないか、だったら引退した人に対して税を投入しても、同じ公共財支出という理解ではないかという回答を用意しております。これも大きな反対意見があるかと思いますが、この私の意見に対する一つの反論でございます。

それと、負担と給付が連関しないので、インセンティブを損なう。これはもっともな意見でございます、これだけ払ったんだからこれだけもらいたい、というような人間の判断があるのであれば、私の制度というのは税で徴収しますので、これだけ払ったからこれだけもらえたということがはっきりしませんので、そのインセンティブの点であまりはっきりしない。むしろ保険料方式だとインセンティブの点ではプラスになるということがございます。

財政制度を硬直化させる。これはむしろ財務省側からの反対意見であります。将来の年金財政の赤字を消費税で補てんしてもらおうのは困ると。今の一般財源の赤字を、将来の消費税で補てんしたいというのが、財務省の魂胆でございますので、多分、年金のほうに使われるのは嫌だという根拠でございます。

そういう意味で、税方式のデメリットというのは3つほどございます。ほかにもたくさんあるかと思いますが、私は税論者なので、メリットのほうを強調させていただきました。

その次、スウェーデン方式について話をしろということでございます。スウェーデン方式というのは今注目を浴びている制度でございます、私もスウェーデン方式を完全に理解したわけではございませんが、小塩さんもどうも賛成のようなので、後でパネルのところで話をしたいですが、これは、保険料を固定するということは確定拠出であるということ、給付の額は、資産運用のよしあしとか、あるいは人口の年齢構成の変化に応じて変えましょうということを、もくろんでいると理解しておりますが、それをやると、給付の変動が結構大きくなる可能性がある。

イギリスはそれをやりました。イギリスの年金制度というのはスキャンダルもたくさんありまして、制度を変えたことによる理由だけではございませんが、一部の高齢者が非常に給付が低くなって困った経緯がございますので、給付の額が減る事に対する対策を考えないと、スウェーデン方式というのは、そのままではいけないだろうと見ております。

そういう意味で私は、基礎年金15万円から17万円でございますので、むしろ確定給付型でございます、財源を消費税で調達すると15%ぐらいになります。当然でございます。

私の案というのは、消費税が今日本は5%ですけれども、15%前後にならざるを得な

いという計算をしておりますが、社会保険料の負担はなくなるけれども、消費税の負担が15%になるのはやり過ぎだ、というふうに国民が反対するのであれば、私の案は成立しません。

ところがヨーロッパの多くの国は、付加価値税率、消費税率は平均20%でございます。日本とアメリカだけが異様に低い税率でございます。アメリカはむしろないと言ったほうがいいでしょうが、日本では5%でも高いという国民の理解があるのであれば、私の案は通らない可能性はございます。

その次、3番目、制度の統合ということに一言述べますが、私の話の冒頭のところで申しましたが、年金制度、医療保険制度、それぞればらばらの制度を一本のユニバーサルの年金制度、ユニバーサルな医療保険制度に統合するという案を私は主張しておりますので、制度の統合は当然でございます。

医療保険と介護保険制度の統合もあっていい。現場は結構混乱しております。医療保険制度で払うのか、介護保険制度で払うのかという現場の混乱を除去するためにも、医療保険制度と介護保険制度の統合があつていい。ただし介護保険制度は始まったばかりで、むしろすぐに統合すると混乱が起きますので、もうちょっと時間はかかるだろうということでございます。

ある人は、社会保険制度を全部、年金も、医療も、介護も、失業保険も全部統合しろということを主張する。実はパネラーの司会者の方がそうなわけですが、司会者のようなご主張は、今すぐは無理であろうと。まあ100年先かなという感じがしております。そういう制度があつてもいい。いろいろな制度を徐々に統合してここに向かうという案は、傾聴に値するというふうに私も見ておりますが、すぐにはいかないと思います。

4番目、持続可能な制度というのは、先ほど申しましたように、基礎年金制度は全額税で、累進消費税でやるという案でございますので、繰り返し述べませんが、移行過程の話は重要でございます。時間の関係で移行過程の話は申しませんが、税方式に移行することによって、過去に払った人の保険給付が大幅に減額すると、憲法違反だといって訴えられる可能性もございますので、そういう人たちに対する手だては必要だということは申し上げておきたいと思ひます。

最後、5番目に、年金、医療制度を含めて社会保障制度改革はすべて、国民投票を必要とするぐらいの重大な制度変革であるということをここで申し上げて、話を終えたいと思ひます。

【喜多村】 橋木先生、どうもありがとうございました。

最後におっしゃられたように国民投票に値する大問題だというお話でありましたが、小塩先生と橋木先生は、年金水準の考えは違うようなんですけれども、あとはどうも似たような感じがしたわけでありますが、もっと違うご意見があらうと思います。八田先生、15分ぐらいで、コメントをお願いします。

【八田】 八田でございます。

今お二人のご意見を伺って、基本的には私の考えも非常に似ています。しかし、できるだけ違うところを強調したいと思います。

まず、年金制度は今、歴史的な背景ででき上がっているわけですが、これをどうやって直していくかというときに、歴史に対して、あるいは既得権に対してどれだけ考慮を払うかという問題があるわけです。政治的にはもちろんそれがある程度必要なわけですが、私が思うには、基本的にこういう制度ができ始めたときには、経済学の考え方による、市場と国、市場と政府の役割分担をどうすべきかということが、まだあまりはっきりしていなかったんですね。日本もマルクス経済学の人ばかりいたような状況で、経済学者が政策問題に関与していなかったし、経済学自体も弱かった。

経済学によって政策形成が行われるようになったのは最近です。きっかけとしてはおそらく1940年代の厚生経済学が出発点なんだろうけれども、具体的な政策、市場の役割と政府の役割を分割して考えるようになって、それが活用されてきたというのは、ほんとはこの20年ぐらいじゃないかと思うんです。米国だってそうだと思うんです。

日本も、ありとあらゆる制度を、その観点から今見直していくべき時代だと思うんです。それに、経済学的に合理的な制度に、明日から変えられるわけではないけれども、最終目標がどこにあるかということ、経済学的な考え方で根拠づけなきゃ話にならない、そういう状況になっていると思います。

まず今のお二人のお話で、橋木先生は基礎年金についてお話になりました。私も基礎年金は非常に重要だと思うんですが、その存在意義という点で多少違います。

基本的には、競争を強調する社会であればあるほど、競争の舞台から転げ落ちた人に対して、セーフティーネットを張らなきゃいけない。今度は逆に、セーフティーネットがある社会では、競争をどんどん強調していてもいい。競争とセーフティーネットとは、そういうセットの関係にあると思うんですね。

そうすると、生活保護というのはどうしても必要不可欠のシステムである。昔はこれを、

教会やお寺がやっていたわけですが、今は国でやる。老後のために貯蓄をするというのは、もし国が何もしてくれなくても、おそらくこの部屋におられる方たちの所得水準では、当然自分でやるよということなんです。所得の非常に低い方の場合には、一生かかって嘗々として貯蓄をして、65歳で随分貯蓄をつくったとしても、これでも月にせいぜい一人10万円ぐらいしか入ってこないということがあり得るわけです。それだって大変な努力の結果なんですね。

しかし考えてみたら、そうやって努力して自分の貯蓄で暮らしていくよりは、生活保護に頼っちゃったほうがいい。死ぬまで面倒を見てもらえるわけだし、額も大して違わない。そうすると、世界を漫遊して全部使ってしまうというほうが有利だし、もともとその近くの所得水準の人で貯蓄する人は、はっきり言ってちょっとおかしな人ですね。やっぱり国の制度に頼るのが当たり前のことで、要するに、生活保護に対するモラルハザードが起きる。

そのモラルハザードを防ぐために、若いときから、少なくとも生活保護相当の額については強制貯蓄させて、老後の生活は自分で面倒を見るという仕組みをつくる。それが基礎年金、国民年金の経済学的に見た正当化だと思うんです。だから、生活保護が必要不可欠である限り、基礎年金も必要不可欠であると思います。

私の申し上げるのは最低限の水準で、橘木先生はもうちょっと高い水準を考えておられると思うんです。私の考えでは、少なくとも生活保護と連動した水準であるべきだというのがまず第一の問題です。

それから今度は、生活保護相当の世帯だけじゃなくて、当然もっと豊かな人も出るわけですが、これはどう考えたらいいかというと、基本的には、一種の負の所得税の部品だと考えたらどうかと思うんです。通常の意味での負の所得税制がなくても、若いときに払う所得税や消費税と、年をとったときにもらう定額の年金給付とを合わせて考えると、低所得の人は、差引きお金を国からもらう、高所得の人は、国に対して税を払うことになる。つまり、低所得の人に対して、生涯を通じた負の所得税というものが実質的に導入されることになる。

そういう意味で、全体としても、低所得の人は現役時にも国から補助をもらえる、という形での負の所得税というのは、非常に導入しにくいですから、生涯を通じた形でやるというのは、再分配のやり方として非常に素直なやり方ではないかと思うんです。その際に、年金の財源を税の求めるという橘木先生の案は、非常に自然なものだと思います。

ただし、税方式と保険方式というのは、言葉の定義をどう解釈したらいいかということなのですが、私の定義は簡単で、社会保険庁がとるものが保険方式であって、国税庁がとるものが税方式であるということなんです。というのは、今の国民年金の保険料は保険方式と言っているけれども、もちろん給付と拠出は全然関係がないわけですね。これが何で保険なのか。要するに関係をつけているから保険でいいんだというけれども、自分が余計に払えばその分を余計にもらえるわけでもない。定額で取られて定額でくれるだけですから、そもそも保険方式のメリットと称するものは最初から何もないわけです。

厚生労働省の人たちが、保険方式のメリットと称するものを持たせたいなら、今と全く違ったものにしなければいけません。そうでない以上、彼らの定義に従えば、今の社会保険庁がとっているものは完全な税方式なわけですね。だから、そこで保険方式とか税方式とか言っても始まらない。さっきのレベルで言うと、払ったものともらうものの間をきちんと関連づけて、余計に払えば払うほど余計にもらえる、というものを保険方式と呼ぶとしたら、基礎年金はそれと全く関係ないものだから、税方式でなきゃいけない。

しかし、その次元とは全然別に、そういう税方式を社会保険庁がやるということは、全然できないということを証明しちゃったわけですから、こういう空洞化の問題がある以上、社会保険庁はやめて、税として取るということだろうと思います。

それが、今のような定額の税で取るのか、それとも累進消費税なり、累進所得税なり、あるいは普通の消費税なり、どれで取るかということなのですが、私は累進的な税で取るのが、先ほどの negative income tax との関係で一番いいと思います。しかし、私は消費税でも構わないと思うんです。

私は消費税には結構反対してきたんですけども、その主たる根拠は、まあ、全部悪いと思っているから根拠だらけなんですけれども、一つの根拠は、益税を通じてクロヨンを大幅に拡大したということなんです。消費税では、当人が税を払うんだから、クロヨンで得をしても、まあ公平じゃないかとみんな言われるけれども、自営業の方達の当人が払う税よりも、益税のほうが必ず多いんです。だからこれは不公平が拡大する。そういうシステムがはっきりする前は、自営業の人は消費税に反対しましたけれども、この間5%に引き上げるときにはだれも反対していない。これは上がれば上がるほど自営業が得をする税だからなんです。

そういう欠陥があるし、インボイスを将来導入してもうまくいかない。これはヨーロッパの経験で、インボイスは偽造会社があるし、偽造が幾らでもできる。付加価値税は予想

に反して、徴税コストが非常にかかる税だということがわかった。にもかかわらず、社会保険庁のやっている保険料の調達よりははるかにましです。だから、社会保険庁に続けさせることはない。その意味で、税方式化は絶対に行うべきであると思っています。

それから今度は厚生年金のほうなんです、これはお二方とも、基本的にはつぶしていかうということなんです.....、そうでもないですね。小塩さんは、積立方式にするということはいいいんだけれども、それを完全に民営化するかどうかというのは留保するとおっしゃいました。私が思いますには、所得比例の年金というものを公的に持つ意味は何かといえば、これはやはり逆選択があるからだと思います。民間にやらせておくと、長生きする人ばかりが入ってしまって、かなり不利な保険になる。

実際に今、民間の終身年金というのは意外とないんですね。みんな終身年金と称していて、早く死んだらご遺族が幾らかもらえますということになっていて、保険会社自体としてはあまりリスクを問われなくてもいいような仕組みになっている。ほんとに純粋な終身年金についてリターンを調べたことがあるんですけども、相当に悪い。これは、日本の場合は逆選択がかなりはっきりしていることを示していると思います。

だからそういうものだけにするよりは、やはり強制加入にして、あまり長生きしそうでない人にも入ってもらおう。短命そうな人が逃げ出す道をふさぐ。そして全員に入ってもらおうということが、結局、平均的な日本人にとって必要な年金を、用意することになるんじゃないかと思うんです。この具体的な運用を国がやるか、民間がやるか、これは全く別の話で、自動車保険のように、民間にやらせておくということは考えられる。ただ強制加入ということが逆選択を防ぐために重要です。

ただし自動車保険のように、がんじがらめのものにしてはまずいと思うんです。かなり自由度を与えなきゃいけないと思います。それはなぜかというと、国が積立型の年金を運用したときの最大のネックはおそらく、利子のリスクに対する対処ができないということだと思うんです。

たまたま今退職した人にとっては、今までの積立を今度は終身年金にかえるわけですけども、そのときの利子をもって将来の給付が計算される。利子が高いときには長期の利子も高いから、かなり有利になる。そうすると、自分が退職時にどういう利子になるかをもって、全く違ったものになるわけですね。そういう単純なリスク構造であればだめなわけだし、国ではそれぐらいのことしかできない。民間ならば、デリバティブを使ったり、いろいろな工夫をその年金の中に仕組んでいって、利子のリスクを緩和することができる

と思う。

だから、もちろんこれは、皆さんもお気づきのように、いろいろな難しい問題がありますが、やっぱりある制約の中で、フレキシビリティをつくるべきだと思います。したがって、強制加入にして民間運用ということが必要なのではないかと思います。

最後に、厚生年金を積立方式にするなら、当然として、移行の過程をどうするかということがあります。私は、スウェーデン方式にすることについては、これは実際のシミュレーションをやっていないから、わからないんですけども、橘木先生と同じ危惧を持っていて、スウェーデンよりも日本のほうが急激に高齢化しますから、これをやると、急激に給付の切り詰めが行われるのではないかと思います。これは実際に計算してみないとわからないです。それがゆったりならば、ある程度許せるかもしれませんが、急激だったら、政治的には受け入れられないだろう。

それで、積立方式への移行に関するところで大切なことは何かというと、それぞれの人が払っている保険料のうち、どれだけが自分に戻ってきて、どれだけが今までの大盤振る舞いに対する始末の部分であるか、ということをはっきりさせることです。そしてほかの世代に対する始末の部分、各世代でなるべく不公平にならないように広げる。要するに会計分離といいますか、区分経理をきちんとする、ということが全くの中心的な課題です。スウェーデン方式を主張する人はそれをやらないで、ずるずるとやってしまおうことを意図しています。スウェーデン方式をやるなら、ぜひそういう会計区分をやって、実際にどの世代が集中的に、ほかの世代のための負担をしているか、ということをはっきりさせてやるべきだと思います。

そういうことを考えていると、そういうスウェーデン方式なんて使わないで、きちんと区分した上で、各世代が相当な額を、今までの世代に対して移転するという、どれだけ移転すればいいのかということ、きちんと議論することが筋ではないかと思います。

以上です。

【喜多村】 どうもありがとうございました。

最後に山崎先生、お願いします。

【山崎】 この3人の中では、私だけが毛色が違うのかなと思います。お三方はエコノミストでございます。私は経済は、はっきり言って音痴のほうでございますし、日常的に出歩くのも、霞ヶ関の日比谷公園側でございますから、きょうは厚生労働省のお役人はいないはずだというんですが、厚生労働省に出入りすることのほうが、内閣府や財務省に出

入りする機会より多いという人間でございます。

したがってということではないんですが、ともかく意見が大分違うことが多いのですが、今、八田先生が最後におっしゃった点は、共鳴するところが非常にあります。これは以前ご一緒する機会があって、そのときも確認したことでございます。

論点に沿ってお話しますと、まず現行制度の課題ということで、世代間・世代内の公平性の確保とありますけれども、世代間の公平性というのが今非常に大きな問題になっているわけでございます。世代間の公平をはかる物差しでございますけれども、一つは、社会保障の立場からしますと、高齢者にも現役世代と遜色のない、一定の安定した生活を保障したいということが、もともとあったと思うんですね。つまり、家族内で扶養していたものを社会化した、これが社会保障であり、その柱が年金であるということでございます。

ということになりますと、家族内で同じ釜の飯を分かち合うわけですから、社会保障としても同じように分かち合う。そして、高齢化を遂げるということは、子供が少なくなれば、家族で扶養しても大変、社会的に扶養しても大変、逃げ道はないということでありませう。

そのような観点から見ますと、今の高齢者の年金水準が、現役世代とバランスがとれているのかどうかということだと思っておりますが、やや過剰だなという感じが私もしております。ただ、年金だけをとりえても意味がないわけございまして、医療、介護といった高齢者にかかる社会保障全体として見る必要があると思っております。

年金水準につきましても、介護保険が導入されまして、年金からきちっと保険料を徴収することになりましたし、介護保険そのものは、現役の2号と高齢世代の1号の保険料負担が、基本的に同じになっているわけでございます。つまり新たに高齢者に負担を求めたというのが介護保険でございます。それから、最近の医療保険の改正で、高齢者には実質的に1割負担をお願いすることになりました。さらに今後の改正で、おそらく公的年金等控除の見直しが予定されていると思っております。という形で、今の年金水準のままだと、医療、介護等、あるいは税制との関連を含めた、実質的な年金水準のカットという道を、今歩みつつあるということでございます。

それから、よく言われます世代間の公平というのは、拠出と給付の関係でございますが、戦時中、厚生年金ができました。戦後のインフレ等がございまして、はっきり言いましてああいって明治、大正、昭和の、ひとけたぐらいまでの世代の方については、別途考えなければいけない。その債務の償却は、別途考えるべきだと思います。

問題は将来期間分でございます、将来期間分については、今の厚生年金の保険料について見れば、相当いい保険料を取っているわけでございます、むしろ過去期間分をどう処理するかということだと思えます。この辺で、八田先生と共通点があるのかなと思えます。

それから、賦課方式に非常に偏ってきていることが、問題にされているわけですが、私は、30年ぐらいずっと端で見えておりまして、だれの責任かという、戦犯はたくさんいるわけでございます。私は積立方式を強硬に主張したこともなければ、賦課方式を主張したこともありません。したがってそういう論争の中には、私はいつもおりません。一人の学者が、ある時積立方式を主張したり、賦課方式を主張したり、ある時税方式を主張したり、ある時スウェーデン方式を主張したり、これが学者の世界でございます。(笑)全くそういう人たちにはお願いできないわけでございます。

さらに、政治の責任が非常に大きい。厚生労働省の少なくとも数理畑の人は、保険料をもっと上げるべきだという提案をいつもした。しかし国会で値切られた。値切るのは進歩的な政党であり、自民党も妥協したということでございます。

今言ったようなことを新聞のコラムに書きましたら、ある新聞社の方からお手紙をいただきました。よく言ってくれた、学者が悪い、政治が悪い、それだけじゃなくてマスコミが一番悪かったというわけでございます。

かつて私が年金を勉強し始めたころ、昭和40年代半ばでございますが、賦課方式が一番進歩的な主張でございました。今もそう言った学者の方はご存命でございますが、一切発言されない。これがまた無責任でございます。そういった学者を担いだマスコミも非常に大きいということで、やはりというものには気がつけたほうがいいと思えます。

それから、子育て関係の議論がありましたが、やはり賦課方式を前提にした社会保障のもとでは、子育てというのは保険料を拠出するのと同じ価値を持っています。お茶の水のナガセ先生が、今の社会保障のもとでは、子供を産み育てるというのは無償で実物拠出をするようなものだとおっしゃっています。私はそのとおりだと思います。

先日、ドイツの著名な法学者のマイデル先生の話をお聞きしました。ご承知かと思うんですが、今ドイツでは、介護保険料が、子供のいる世帯といない世帯で同じであるということについて、違憲判決が出ました。したがって、2004年末までに、政府は何らかの手当てをしなければいけないということでございます。さらに、健保や年金でも子育ての一定の保険料免除だとか、あるいは扶養家族として給付をすとか、一定の配慮はしているけ

れども、それでも不十分だということで、伝統的なドイツの社会保険の世界で、大きな地震のような騒ぎが始まっているということでございます。

ただ、賦課方式のもとではということございまして、積立方式に切りかえれば次の世代に依存しないわけでございますから、この議論は成り立たなくなります。つまり子育てに配慮する必要がなくなります。

しかし、専ら積立方式への切りかえと言っておられる方はみんな、2階部分なんでございます。今の年金の中では1階部分の厚みのほうが大きいんでございます。1階が賦課方式。だからおそらく、老人医療や介護を積立方式という主張をされる方は、一人も聞いたことがありません。

【八田】 僕はずうっと、一階部分も、医療保険も、介護保険も積立方式にすべきことを言い続けてきました。一階部分の積立方式への移行のシミュレーションは、八田・小口の共著の中で、医療、介護についての同様の研究は、鈴木旦阪大助教授がやっていました。

【山崎】 そうですか。それは失礼しました。また後で議論させていただきたいんですが、まあ少なくとも八田先生は別らしいんでございますが.....。(笑)八田先生は非常に立派な方でございますが、ほとんどの方が、基礎年金、老人医療、そして介護については賦課方式を前提に議論しておられます。ということはやはり、将来世代に対して責任を持たなければいけないということでございます。

しかし、そういった施策を講じたところで、子供は生まれないというのが事実でございます。しかしマイデル先生はおっしゃいました。これは社会正義の問題であるということでもあります。私もそのように考えています。子供を産むか産まないかは個人の自由で、干渉すべきではございませんが、産み育てることの価値を、きちっと評価するということではないと、この国は滅びます。私は別に右翼ではございませんが、きちっと評価するということが必要だと思えます。

それだけで大分時間をとってききましたが、世代内の公平性ということにつきましては、やはり被用者グループ、つまりサラリーマングループと、自営業者グループの間での公平性の確保というのが非常に大きいと思えます。特に社会保険の中にあっては、強制力がないう自営業者グループと、サラリーマングループとの公平性の問題があると思えます。あるいは応能負担か定額負担か、あるいは2階部分があるかないかという問題があります。

実質的な世代内の公平化を図るには、どうしたらいいかということで、対応の仕方には2つあると思えます。一つは、年金の世界でいえば、サラリーマングループも国民年金の

1号被保険者と同じように、定額負担で基礎年金の保険料を負担し定額給付を受ける。つまり1階部分は、サラリーマンと自営業者共通に、定額拠出、定額給付にする。そして2階部分だけ報酬比例にするというやり方があると思いますが、おそらく社会保障としてはあまり望ましくないだろうと思います。今のように、1階を自営業者に合わせて完全に1本にすれば、3号被保険者の問題はなくなります。

もう一つの対応の仕方はスウェーデン方式でございます。自営業者、サラリーマンの垣根を外して、所得に応じて負担し、所得に応じた給付を受け取るということでございますが、問題は所得把握の問題だと思えます。

それから、就労形態やライフサイクルの変化への対応ということでございますが、やはりこの点から見ても、被用者と自営業者グループを区別しているというのは、あまりよくないと思います。まさに被用者か自営業者か、正規かパートかという垣根をつけにくい働き方が、どんどん増えてきているわけでございます。ということになりますと、ライフサイクルの変化への対応という点でも、スウェーデン方式は非常に魅力があります。

それからもう一つ、事業主負担のあり方でございますが、今被保険者として適用し、そしてその半分は事業主が負担するということございまして、被保険者としての適用がまず入口でございます。適用してしまえば事業主が負担をかぶるということになりますから、事業主としては適用を逃れる。特にパートはそうです。今、改正で議論されていますパートの適用を増やそう、20時間、あるいは年収65万円以上は、全部適用してはどうかという話がありますが、相当効果はあると思えますけれども、その手前でやっぱり就業調整するという話が現実にあると思えます。

それから、そもそも正規の厚生年金の適用事業所であり、正規の社員でありながら、空洞化と言われている。資格喪失の届けを社会保険事務所に出せば、比較的、会社がそのまま残っていても、受け入れていただけやすいという話もあるわけでございます。そういったことを考えますと、事業主負担については、どのような人を雇おうと、とにかく学生を雇おうと、払った賃金に対してすべて保険料をかける、つまり人件費を総額とする外形標準課税というものを私は提案したいと思います。そうでないと、適用の拡大が進まない。不公平が生じる、事業主がうまく逃げちゃうということでございます。

それから女性の年金の問題につきましては、税方式で解決するというご提案もありますが、私は基本的に、税の世界で言えば2分2乗、税の世界でついてきてくれるかどうかわかりませんが、少なくとも社会保険の世界で2分2乗方式、所得分割方式が、すぐにでき

るかどうかわかりませんが、できない理由は幾らでもありますが、しかし将来的には所得分割で対応するべきだと思います。

それから高齢者の就労につきましては、高齢者が一番適用がうまくいっていないと思います。しかも高齢者については、高齢者自身が、被保険者として適用を受けると在職制限がかかってきますから、雇われる側も、できたら被保険者としての適用を受けたくないということもありますから、やはり高齢者の適用促進という点でも、外形標準課税方式の導入は必要だと思います。

もう一つ、平成6年以降の在職老齢年金の改正は、賃金が上がって年金は下がるけれども全体として収入は増える仕組み、つまり働く側にインセンティブを持たせようとした改正をしてきたんですが、それと同時に、あるいはそれ以上に大事なものは、雇う側にインセンティブを持たせることだと思います。

雇うというのは、若い人を雇っても、高齢者を雇っても、財政を担うわけですから貢献はあります。しかし60歳以上の高齢者をある程度の賃金で雇えば、賃金が高くなればなるほど年金の支給制限をされますから、年金財政に貢献があります。その貢献をきちっと見ないといけない。つまり、今の年金制度ですと、退職させるほど企業は有利でございます。退職させて、そのコストをみんなに持たせる。つまり外部不経済でございます。このコストを内部化しないといけないと思います。これは平成元年改正のときから主張しているんですが、ほとんどだれも聞いてくれません。聞く耳も持たない人が多いということは、実現はないでしょうが、まあそんな感じを持っています。

あと、積立か、賦課か、社会保険か、税か、あるいはスウェーデン方式の日本への適用可能性等でございますが、一言だけ申し上げます。積立、賦課それぞれメリット、デメリットがありますので、両者を適切に組み合わせる、そして厚生年金の中に積立部分をきちっと明示的に、これは八田先生と同じように思いますが、組み込むべきだと思います。

各債務の問題については、私自身も、厚生年金の2階部分の償却に国債を使うというのは理屈に合わないと思います。もし使うのであれば、国民年金の基礎年金の各債務の償却に国債を使うべきだと思います。少なくとも将来期間分については、きちっと保険料を徴収する。過去債務は、相当長期の時間をかけて、みんなで負担をしていくという仕組みが大事だと思います。

それから税方式か、社会保険方式かというのは、先ほど来の議論もありますが、年金だけにとどまらない、医療も介護も全部税にしていいのか。そんな国は先進諸国のどこにも

ないわけですが、そういう選択をすべきかどうかということでもあります。

あとスウェーデン方式の適用可能性と有効性なんですが、スウェーデン方式が非常に評判になっておりますが、注目するところは違うようでございます。一つは、所得比例一本で、あと最低保障を税で行うということに注目する人と、それから保険料を固定して、自動調整するという部分に、注目する人それぞれであります。前者については、私も魅力を感じております。すぐにできるとは思っておりません。後者については、今のレベルで保険料を固定したら、八田先生がおっしゃったように、急激な給付の削減ということになりまして、まずある一定程度の保険料を上げるという努力をしておいて、その上でスウェーデン方式もあり得るのかなと考えております。

以上です。

【喜多村】 どうもありがとうございました。

4人の方の発言が終わりましたけれども、これから討論していただくわけですが、公的年金を考える場合に、基調講演をされた2人の先生は、基礎年金といいますか、みんな同じ額ではない、まあその額の数字がお二方は違うんだと思いますけれども、そういう主張に対して、山崎先生は特に明確に、今の厚生年金はいわゆる定額部分と報酬比例部分でできていると。その後で、自営業者との格差バランスをどうするかという問題であるということだったと思います。

そこで、公的年金の水準、あるいは額というのは、どう考えるべきなのか。定額なのか、あるいは過去の所得の要素、比例要素もあるべきなのか、この辺がどうも一つの出発点のような気がしますので、コメントに対する反論も含めて、小塩先生からよろしく願います。

【小塩】 いろいろな論点がありまして、全部にリプライをさせていただけるかどうかわからないんですけども、喜多村さんからもご指摘のあった点も含めて、私以外の3人の先生方から出ましたご意見に対して、私のコメントをさせていただきます。

まず、橘木先生の税方式についてのご意見なんですけれども、私も1階部分は税方式でいいと思うんですけども、ただ税だから損得勘定が出てきにくくなるというのは、私の意見は違うわけです。税でも保険料でも、払った分だけ戻ってくるのか、うまく使われているのかというのは、チェックしないといけないと思います。今の仕組みは、税と社会保険料がごちゃごちゃになっているので、それぞれの役割分担がよくわからなくて、保険料を払っているんだから、ちゃんと戻せというような議論が出てくるので、やはり役割分

担を明確にしていく。そういう面からすると、基礎年金の部分を税で行うというのは、それはそれですっきりすると思います。

ただ、それに関連する点なんですけれども、今、喜多村さんからご指摘がありましたけれども、水準をどうするかという問題がありますね。15万円から17万円というのは、ちょっと高いかなと思うんですけれども、そこまで出すと、やっぱりミーンズテストをどういうふうに組み込むかという議論をしないと釣り合いがとれないと思います。

ただ実際にどこまでミーンズテストを有効に機能させるか、という問題があると思うんですけれども、私は、一挙にテストを適用するのは大変なので、一つの現実的な方策としては、公的年金等の控除とか、そういう高齢者向けの税制を改正することによって、できるだけ世代内の公平性を確保するような仕組みをして、ミーンズテストがわりにしましょうということがいいと思います。

それから橋木先生のお話を聞いていて、私の説明がまずかったかなと思ったのは、いわゆるスウェーデン方式の評価なんですけれども、私は厚生年金だけを念頭に置いて、スウェーデン方式を導入すべきだという話をしたんですね。1階部分については確定給付でいいと思います。最低限度の生活保障という面が前面に出てくる議論だと思いますので、そこは毎年度給付が変動するような仕組みは、あまりよろしくないと思います。ただ、それを逆に言うと、そこさえしっかりしていれば、2階部分のところで、金利のリスクで毎年少々変動しても大丈夫かなという割り切り方をしております。

それから八田先生のご意見についてのリプライなんですけれども、八田先生は1階部分も強制貯蓄の積立方式で行きましょうということなんです。それも理論的にはすっきりする議論なんですけど、2階部分もそうなんですけれども、強制貯蓄というのはどこまで効果があるのかなという気がするんです。ある時点で、ここまで強制貯蓄してくださいといっても、友だちからどんどんお金を借りるという抜け穴をつくったら、一応政府から見ると、これだけ強制貯蓄をしてくださいと、あなたに言いましたよという、言いわけができるんですけれども、実際の人々の行動をどこまで縛ることができるのかという疑問があります。

それから2番目は、民営化の議論なんですけれども、私は、民営化を推進する議論をずっと持っていて、今民営化を批判するのは変な話なんですけれども、やっぱり諸外国の例、特にアメリカの401(k)の例なんかを見ると、確かにデリバティブ運用等々で、いろいろなフレキシブルな対応ができるという面は、非常に高く評価できるんですけれども、

ハンドリングコストをどうするかとかいう議論があって、積立か賦課かとかと違うところで議論が交錯しているような気がいたします。

それと、これは山崎先生のコメントとも関連するんですけども、過去債務をしっかりと明確にしないといけませんということですね。確かにそのとおりで、それが先ほど私の説明で申し上げたように、厚生年金で550兆円ぐらいあって、公的年金でいくと六百何十兆円あるということです。数字はしっかりしているので、問題はその処理をどういうふうにするかということなんですね。

スウェーデン方式の肩を持つような言い方をしますけれども、積立方式に移行すると、やっぱり五百何十兆円という過去債務を、将来世代が背負うという形をとらざるを得ないと思うんです。そうすると、せっかく積立方式に移行するメリットはあまりないと思います。むしろ、これは憲法違反になるかもしれないんですけども、現在約束している人たちの財産権を切り崩すというところまで踏み切らないと、あまりメリットは出てこないんじゃないかという気がいたします。

じゃあどこまで切り詰めるのかという問題を、ちゃんとシミュレーションしろという議論が出てくるわけですね。今、政府から公式の数字が一切出てこないんですけども、八田先生、山崎先生がご指摘のように、ものすごく切らないといけない。

どのぐらい切らないといけないかというのは、ご説明するのを忘れたんですけども、それを最後にご紹介したいと思います。私の試算を見ていただけますでしょうか。後ろのほうの図表2というところですね。これが、どれだけスウェーデン方式がインパクトを及ぼすかということですね。山崎先生が、保険料率をもう少し高めた段階で固定するというのは検討に値するとおっしゃったんですけども、私はそもそも今の2階部分が重過ぎるということなので、17.35%から15%に下げ、そこで固定するという非現実的なシミュレーションをしたんです。

ケースIIIというところを見ていただきたいんですけども、最終的には、半分ぐらい切らないといけないということですね。2階部分はスズメの涙みたいになってくるということです。ケースIVは、積立金から得られる運用益を上乗せする。今は低金利ですからあまり期待できないんですけども、長期的にはちょっとぐらいは金利が上がるかなと思ってみたんですけども、それでも四十何%を切らないといけない。

ただその一方で、保険料も下がるわけですね。今ほうっておくと三十何%ぐらい上がるわけですけども、それを15%に固定するということになりますから、将来世代になる

と削減はきつい、今の制度に比べると4割～6割カットなんですけれども、ネットで見るとこれはプラスだということです。

それから移行期も、すぐには4割～5割まではいかない。まだ団塊の世代の人たちが頑張っていますから、まだ収入が入るということですので、そんなにすぐには切らない。切るというのは無理だと。むしろそれよりも積立方式に移行して、すぐに来年から何十兆円と出てくる給付をどうやって手当てするかということを考えるよりも、とりあえずお金がちょっとぐらい減っても高齢者に回るということを考えて、これは事実上、高齢者に対して、なし崩し的に借金を踏み倒すことを意味しますけれども、現実的に進めることができる方策ではないかと思います。

それから最後に、私もそうなんですけれども、経済学的な発想で年金の問題をいろいろ議論して、そこに問題があるという山崎先生のご指摘もおっしゃるとおりで、反省しております。私が山崎先生のご意見の中で同意するのは、子育てを社会正義という立場からきちんと位置づけするということですね。これは社会保障の財源をどうのこうのするという話をする前に、我々がきちんと議論しないといけない点だと思います。

以上、簡単ですけれども、リプライを終わります。

【喜多村】 どうもありがとうございました。

じゃあ橋木先生、マイクを用意されていますので、先ほど水準の話も出ましたが、そのほか、ほかの先生のコメントも含めて、さらにご意見、反論、その他、よろしく願います。

【橋木】 まず、基礎年金の給付額を15万円から17万円と言いましたけれども、今の基礎年金の額は、皆さんご存じですか、13万円ですね。夫と妻が6.5万円づつで、それを足すと13万円です。私の案は2万円から4万円アップというわけで、そんなにびっくりする額を出しているとは私には思えません。

ところが、実際には13万円もらえる人の数というのは、多くないという実態もございますので、その点の配慮は必要だと思いますが、私が15万円から17万円という数字を出したのは、高齢者が一体どの程度の生活費があれば生きていけるかという、生活実態のほうから入っていく、ということも強調したいと思います。ミニマムの所得保障をするためには、私の言う消費税率は何%になるかという計算までしておりますので、それが15%であるという計算を出しております。国民にそれを提供して、15%は払えない、ノーと言われれば、私の案は墓場行きであることはしようがありません。最後は国民の選択であ

ります。

それから山崎先生が、日比谷公園のほうにコミットしておられるような意見を言われましたので、私なりの反論をしますと、今、基礎年金が税収の3分の1、そして政府は2分の1にするというのを決めたと。ところが、どうもそれは入りそうにないと。その2分の1を100%にする案というのが、私の基礎年金の税方式でございます。

医療だとか、介護だとか、失業保険だとか、全部を税方式にする国はないと先ほど言われましたけれども、基礎年金を全額税方式にしている国は結構ございます。確かにメジャーな国ではございません。G5では基礎年金が税方式の国はない、と言われるのはそのとおりでございますが、G5以外の先進国で、基礎年金を全額税にしている国は、カナダ、オーストラリア、デンマークと、たくさん出てまいります。幸か不幸か、そういう国は小さな国でございます。ここが、私の一番悩ましい点でございます。

いつか財務省でこういう話をしましたら、橘木案はG5には通用しませんねという反論が出てまいりました。小国だったら基礎年金全額税方式というのは、導入可能かもしれないけれども、日本のような大国では不可能かもしれないという反論は、私は真剣に受けとめなければいかんと思っております。むしろ、私が全額税方式を主張するもう一つの根拠は、最初の話で申しましたが、厚生年金の空洞化に対する対案として、私は税方式を出しているのございまして、この点に対して、山崎先生の反論をぜひともお聞きしたいと思っております。

以上です。

【喜多村】 それでは順番を変えまして、山崎先生への異論が出ておりますので、この際、反論なり意見をよろしくお願いします。

【山崎】 忘れないうちに、税方式を採用している国云々の話ですが、私が申し上げたのは、基礎年金を税方式にすれば、論理的には医療、介護も税方式になるんだろうと。実際にそういう主張の方が多い。その3つを全部税方式にしている国となると非常に少ない、極めてまれということになると思います。イギリス、スウェーデンは、医療、介護は税でございますが、年金は保険方式、スウェーデンも、最近そのように切りかえたわけでございます。

それから、税であれば全部徴収もれはない、空洞化はないというのも大うそでございますが、結局取れないのは1号グループ、自営業者が主でございますが、申告所得税の納税者は、自営業者グループについては収納率が4分の3ぐらいですね。国民年金と同じです

ね。

税ではなぜ問題にならないのか。税というのは納めなくても、行政サービス、公共サービスを受けられるからでございます。税方式と社会保険方式は、大して違いがないということなんですけれども、これは決定的に違います。つまり社会保険方式は、納めなかった者には年金が行かない。税方式は納めなくてもサービスは受けられる。これが決定的な違いでございます。拠出と給付の関連性があるというのは、個々の拠出した額と受け取る年金額が、関連があるということになりますと、その関係は随分崩れてきていますが、古典的な保険の考え方、払わない者には給付の権利がない、ということが大きな違いでございます。だから、負担していただくということでございます。

それから、現実には、基礎年金の国庫負担を2分の1に上げることさえも非常に難しい。見通しが無いと思いますよ。ですからこれは大変なことですね。消費税は、小泉さんは一言も発言されませんね。それから同じように、前回の改正で保険料の引き上げを凍結しました。保険料の引き上げも非常に難しいんですね。ですから、将来世代につけを回すのはできるだけやめよう、というのは私も同じなんです。ですが、それさえも、ますますつけを回す改正をしつつある、ということでございまして、これは非常に残念なことでございます。

それから税方式にした場合、仮に消費税を財源として期待する、あるいは介護も医療もそうだとということになりますと、消費税率が膨大なものになりますが、問題は、消費税というのは、実質的に高齢者が負担しない税だということなんです。高齢者に負担していただいただけと言いましたが、私は年金しかわかりませんが、消費税が上がって物価が上がりますと、翌年度の年金額が改定されるんです。そのための財源のために、また消費税を上げるんです。結局消費税も現役世代が負担するのではないのでしょうか。

高齢者からも、応分の負担をお願いしたい、というのがこれからの税制改革なんですよ。ところが消費税の負担を免れるんですね。ですから、年金の改定をするときに、消費税の引き上げ分を控除していただきたい。実質的に、現役と同じように高齢者にも負担を分かち合ってもらいたい。我々は消費税が上がったって給料が上がる保障はないんです。つまり購買力が低下するんです。

高齢者にもその痛みを分かち合ってもらいたい、ということ自民党本部に申しあげました。先生方いかがですかと言ったら、まずだめだと。つまり、政治も大きな責任があるということでございます。このぐらいにしておきます。

【喜多村】 ありがとうございます。山崎先生から消費税の問題がいろいろ出ましたけれども、税については何でもいいんじゃないか、という八田先生のご発言がありましたけれども、その点も少し、それから少子化問題について、やろうという説とそうでない説があったように思いますが、そのあたり、そのほかお気づきの点について、コメントをお願いします。

【八田】 まず、最後の、年金の給付を引き上げるときに、消費税を上げたことを控除して考えようというのは賛成です。

それから今度は保険方式と税との違いということで、今、山崎先生が、要するに保険方式だと、国民年金の保険料を払わない人は、後でもらえなくなる、そこが違うんだとおっしゃった。これでは何のために基礎年金を持っているか、存在理由と全く矛盾しているわけですね。要するに、そういう人たちは、払わないで生活保護に入るわけですよ。だからどのみち、生活保護で最終的には救われる人がいるわけです。これは、最初に払わない人が、後で基礎年金の給付をもらえないという仕組みは、経済学から見た基礎年金の元来の目的に反すると思うんです。厚生年金は、「払わなければもらえない」という方式でかまいませんが、国民年金の場合には、定められた保険料なり税を払わない人に対しては、その時点で、脱税者として厳粛に処する必要があります。後で給付を払わないという罰には意味がありません。

税で積立方式というのはおかしいじゃないかと、皆さん考えていらっしゃると思うんですけれども、私とか小口さんとかが提案してきたのは、基本的には頭割りではなくて、例えば消費税とか所得税で賄って、しかし世代内全体では積立方式になるというものです。世代内で平均してみたら積立方式になると。そうすることによって、平均的にはほかの世代に迷惑をかけなくて済むということなんです。しかし、世代内では生涯を通してみると、負の所得税になっているというものです。

しかしこれをやりますと、積立方式すべての問題ですけれども、人口が多いときには財政の余剰ができます。積立のほうが実際に使っているのより多いですから。そして、高齢化時代になったら、むしろその積立を切り崩していくということになります。我々が提案している方式では、個人個人では消費税とか所得税で払い、給付は一括で、同じだけ生きた人は同じだけもらうわけですから、若いときの支払額と給付の間に連携がありません。しかし、少なくとも財政的に、ほかの世代に負担をかけなくて済む、というメリットがあると思います。

あと2点、まず基礎年金額についてなんですが、私はタクシーに乗ると、タクシーの運転手さんといろいろ話をして、それから年収が大体どのくらいあるかというのを、聞くことにしているんですけども、バブルの時代、東京で500万円くらい、今は400万円くらいですね。ついこの間、柏に行ったんですが、柏は東京の郊外ですけども、200万円だと言っていました。だから柏と東京でもがくと違いますね。それから東京でもいろいろな運転手さんに聞くと、大体栃木とか茨城から、朝電車に通ってくるという人が多いんですね。それは東京での400万円という年収が格段にいいからです。

そうすると、15万円から17万円というのは結構いい水準なんです。一生懸命働いている人と同じくらいなんです。橘木先生は、これでも生活保護とそんなにかかわらないじゃないか、とおっしゃるんでしょうけれども、むしろ文句なくもらえる生活保護の水準を低くして、一種の negative income tax 的な要素を入れていく事が大切だと思います。今のように働けば生活保護を全額減らされるんじゃなくて、部分的に減らされていくということにすべきです。そのためには、生活保護の基本的な部分を下げの必要がある。それに伴って、基礎年金額を、むしろ下げる方向に行っているんじゃないか。少なくともこれ以上増やす必要はないんじゃないかと思います。

最後に子育てに関しては、実は去年、八代さんと議論することがありました。私は、子供の世代に依存する社会システムをつくっておいて、そのシステムを維持するために子供を産めよ増やせよといったら、世界のエネルギー資源はどうなるんだろうと言いました。全部の国がそうやって、子供をどんどんつくっていったら、大変なことになる。むしろ、どこの国も豊かにして、日本のように少子化の国にすることによって、資源が枯渇するのを防ぐというのが王道じゃないかと指摘しました。子育てを補助する制度は作るべきではなく、積立方式に移行しなくちゃだめじゃないかという議論をしていました。

国が社会保険を仕切ることを正当化できる場合はある。しかし、病気になるか否かは不確実性があるけれども、子供ができるかどうかというのは、コントロールが全く可能なんだから、社会保険の対象にはなり得ない子供を勝手につくっておいて、国に金を出してくれというのは、どういう魂胆だということを言ったんです。そうしたら彼は、これはやっぱり社会的な価値、文化的な価値がある、メリット財であるというんです。その後、僕もちょっと考えて考えを改めました。翌日彼のところへ行って、保育所には社会的支援をすべきだと思うと言ったんです。

その根拠はこういうことです。労働市場で、雇う側が女の人を差別するのは当たり前の

ことですね。同じ能力があったら、この女の方は、結婚、子育てに伴ってやめるかもしれない。そうしたらそっちを雇わないで、男の方を雇うのは当たり前の話です。女の方が雇われているのは、同時に応募してきた男の方よりも、相当優秀だと思うから雇っているだけの話で、同じだったら男の方のほうがいいに決まっている。

そうすると、結局は女の方の賃金は基本的には低くなる。そうするとそんな低い賃金ではばかばかしいからといって、キャリア志向の女の方もキャリア志向をやらないで、家庭に入ってしまうということになる。結局キャリア志向の方のための市場がなくなってしまう。

それはどこでも見られているわけですがけれども、それを救うのにどうしたらいいかというと、国が女の方を雇う会社に、補助金を出すということが一方法です。しかし、一生独身の女の方に出してもむだです。結局女の方がやめることの原因というのは子育てなんだから、子育てのところに補助をする。そしてさっきのような、逆選択による女性の労働市場の喪失を防ぐ。そういう理屈ならば、子育て補助は成り立つんではないかと思うんです。

私は、年金制度を維持するために、子育てを補助するんじゃなくて、そういう市場の失敗を避けるためにすべきだと思います。

【喜多村】 どうもありがとうございました。

ちょうど休憩の時間になったんですけれども、つまるところ、基礎年金というか、この普遍年金が、みんながもらわなければいけないのか、それとも義務を果たした人がもらうのか、ここの対立のような気もするわけですがけれども、また休憩の後、会場からも質疑を受けて議論をしたいと思います。その前に、この際どうしてもというのがありましたら、30秒ずつぐらいありますが、よろしいですか。

それではここで休憩をしたいと思います。

(休 憩)

【喜多村】 それでは引き続きましてフォーラムを再開します。ここからはあと1時間弱ですがけれども、会場の皆さんから質問、意見等をいただきたいと思います。ご発言の前に、所属、ご氏名、それからどの先生にということもあわせてお願いできればと思います。

それでは、ご質問のある方は挙手をお願いします。

その黄色いシャツの方、お願いします。

【A】 お話を大変関心を持って承っていましたが、社会保障の制度選択、基本的にはこのテーブルでは積立と賦課の間の選択、最終的には積立のほうに寄せるしかない、ある

いは賦課という話がありましたけれども、給付建てか、掛金建てかというリスクの分担の問題と、積立か賦課かという異時転換でどういうふうに負担を寄せるか、過去ないし将来に発生する純債務分をだれが負担するかという問題とを、切り離して議論をしたほうが、少なくとも経済学的には、分析の上ではやりやすいんじゃないかと思っています。

繰り返しになりますけれども、そういう意味でいえば、給付建てか掛金建てかという問題は、何かショックが発生したときに高齢者に寄せるのか、今の制度であれば現役世代が負担をする仕組みですから、賃金課税で一応その負担を見ているとすれば、現役世代に寄せるのか、その間でどうバランスをとるのか、ということであろうかと思いますが、ここについては、小塩先生もそうですけれども、要するにこれ以上保険料を上げられないというのが暗黙の、テーブルの中で相当程度、ある共有された危機感としてあるような印象を受けました。

仮に、今後保険料が上げられないということが、政治的にバインドされているのであれば、およそ給付建てということはありません。そこでこの議論はおしまい。保険料はこれ以上上がらないと言った瞬間に、下げる議論しかないわけですから、最終的には給付を減らす方向でリスクショックを調整する、あるいは現在発生してしまったショックは、給付を減らす方向で調整をするしかないということになって、問題は少なくとも経済学的にはつまらなくなってしまうという感じがします。これが1点。

2点目は積立と賦課、これは純債務部分を、どの時点の世代がどの時点で負担するかという、異時転換の負担の分配の問題ですが、これも基本的には、政治的に給付が減らせない、というところでバインドさせてしまうと、先送りしかないということになって、現時点の状況よりもさらに積立を上げる選択、あるいは、ディファインド・コントリビューションを使って切り離してしまう。より現在世代に負担を、今の設計よりも多くするということは、先ほどの政治的な前提でできないと言ってしまうと、これまたすこぶるつまらなくて、今以上に積立を上げられなくて、むしろ将来給付を落としていく中で、移行過程の痛みを減らすために、今部分的にある積立を使いながら負担を平準化する。あとはスピードの問題という議論しか、残らなくなってしまうのではないかという気がいたします。

そうすると、年金の議論をする学者が、ディファインド・コントリビューションか、ディファインド・ベネフィットか、スウェーデン方式はどうかと言っている話が、政治的にその前提のところ、処理済みということになってしまわないだろうか。そこを外して初めて、まともなというか経済学に意味のある議論が、あるいは2×2のマトリックス

の中で選択できるんじゃないかと思うんです。

仮にそのバインドを外せるとしたときに、どの程度まで負担をすることが可能か。現行設計でいえば三十数%まで上げるというのが、仮に厚生労働省の推計が正しいのであれば、そういうことになっていくけれども、これは是認できるとするのか。是認できるとするならば、今後発生するリスクを、どういうふうに設計するかというだけの問題になるんですが、これができないとするならば、そもそも議論の前提を相当縮小してかからなきゃいけないんじゃないかというのが第一の質問です。

それから第二の質問は、これは単にコメントですが、税と保険料の話は、橋木先生がおっしゃったように、私はラベリングの問題だけだと思っています。要は、徴収効率と、あるいは税を負担する人の、だれにどれだけどういう形で負担させるか、という問題にすぎない。今が賃金課税の問題だとすれば、あるいは企業負担が問題なら、企業負担をやめればいい。賃金課税でもっと広く取るのであれば、消費税とか、もう少し世代にわたって課税ベースの広い税で取ればいい。消費税は高齢者が負担できないかどうかは、先ほどの控除の問題もそうですし、それから保険給付額と消費額、どちらが多いか、貯蓄を取り崩している分の過剰消費額は、どれだけ多いかということで、実態として見ればいいというだけの話。

これをさらに進んで、保険と税のラベリングが違うのに意味がある、という議論に持っていくと、これは経済学の議論ではなくて、先ほどの政治的なバインドはどれだけ緩くなるのかという議論になって、少なくともディシプリンの問題としていえば、経済学の土俵から出てしまうような気がしております。済みません、やや経済学のほうから本件にアプローチする者として、皆様のご意見を伺いたいと思います。

【喜多村】 それじゃ、皆さんに聞きましょうかね。山崎先生から。

【山崎】 積立か賦課か、給付建てか掛金建てかという話なんですけど、私はどちらも極端な話は信用しない、と先ほど来申し上げておまして、適切に組み合わせるということではないかなと思っています。その場合に、これは八田先生と同じですが、ごちゃまぜにしないで、過去債務の部分と将来債務の部分を、きちっと分けるべきだと思います。現状は、将来に向かって既に相当高い保険料を徴収している、ということだけは確かだと思います。

それから、税か社会保険かということなんですけど、エコノミストは皆さん、ラベリングの違いだとおっしゃいます。税務所で徴収するか、社会保険庁で徴収するかというんです

が、私は税務所で社会保険料を徴収してもいいと思います。まさに社会保障税であります
が、あるいは社会保険料なんですね。ということで、やはり拠出意欲を確保できるかどう
かという点で大きな違いがあると思います。

それから基礎年金というのは、理想的には確かにユニバーサリズムだろうと思うんです
が、私はそれにこだわる必要はないと思います。やはり多くの人に納めていただく、そし
て、そうでない人が一部ある。それは公的扶助というのが、社会保険を中心にした世界で
はどこもやっていることございまして、これは司会者も責任があるんですが、普遍主義
という理念を売り過ぎたという気がします。

今の問題は、納められるにもかかわらず、納めていない人の問題でございまして、納め
られない人は免除すればいいんです。それで免除期間分は3分の1じゃなくて、全額公費、
国庫負担で出してもいいんですが、問題は、納められる人が納めていないという問題で、
しかも生命保険や個人年金は、結構お入りになっているということで、結局不信感を生ん
でいるのはそういう人なんですね。

ですから、厚生年金の世界ではまだいいんですが、自営業者の世界で様子を見て、そし
て義務を果たさない人がいるというのが、年金不信を生んでいる最大の原因だと思います。
先ほど税の普通徴収の人が税金を結構納めていないと言いましたが、それと同じです。き
ちっと徴収するという仕組みにしないといけないと思います。そういう意味で、私は税に
しても同じだと思うんですね。

【八田】 今のお話を伺って、税方式に関して、私は山崎先生とほとんど同じだと思
います。アメリカでは、社会保険庁が集める社会保険料を、ペイロール・タックスという形
で税務所を通じて取っていますけれども、ペイロール・タックスが社会保険庁に行くとい
うのはみんな知っているわけで、それが支払いの意欲を高めるだろうとおっしゃるのもそ
のとおりだと思います。

さらにいえば、要するに会計区分がきちっとしていて、ここの部分がそこに行くとい
うことは、ペイロール・タックス自体をどういう税率にしようかということ、給付と結び
つけて議論できると思うんですね。だからそういうものははっきりすべきだと思う。基礎
年金の場合は、ペイロール・タックスというんじゃなくて、消費税でも所得税でもいいと
思いますけれども、何%の部分は年金に行くんですよ、ということを確認にした上で、議
論するというのがいいと思います。

それからもう一つは、これも山崎先生と大体同じなんですけれども、会計区分をすると

ということが必要で、自分が払っている保険料が、実は何割か戻ってこないということを明確にする。その部分は、過去債務の負担をしているんであって、そして私の世代も、何十年か先の世代も、ある程度違うかもしれないけれども、極端には違わないということを開く。

私自身は楽観的に考えて、現行の仕組みと、そういう仕組みというのは丸っきり違うわけだけでも、そういうものを全部オープンにして議論ができるようにすれば、それはそれなりにまともな議論ができて、保険料の引き上げも、給付の引き下げも受け入れられるだろうと思っています。要するに、今はその情報公開が全くはっきりしていないために、問題が起きていると考えています。

【橋木】 私はあまり意見がなくて、私のレジュメの2ページの一番下の5)というところに書いてあるんですが、税か保険か、確定給付か確定拠出か、賦課か積立かというのを、各政党が、自分のところはこういう方式で行くんだ、というのを数字で出して、国民に選択を迫って、国民がそれを決めたら、それで国民全員が行くというぐらいのことが、あっていいのかなという気がしますので、今のご質問に対する私の答えは、5)に対して、役所も案を出してほしいですが、各政党が出すべきだと私は思っています。

【小塩】 まず、税か保険料かという点ですけれども、私はラベリングの問題だけじゃなくて、やっぱり会計区分は重要だ、という右のお二人の先生方と全く同じ意見です。保険料でお金を集めるところというのは、いわゆる保険数理といいますが、出したお金と出ていくお金が、期待値で大体等しいという制度で運用できる部分に限られていまして、それから外れる部分は税で処理しましょう、というような割り振りがいいんじゃないかと思っています。

それから、初めのご質問、積立と賦課、それから掛金建てと給付建ての2×2のマトリックスを、どういうふうに評価するかということなんですけれども、まずその議論に入る前に、賦課方式をちゃんと賦課方式にするということを、まず議論しないといけないんですよ。今の制度は実は賦課方式になっていなくて、穴があいていて、将来へどんどん先送りするということがありますから、それをきっちりするというのがまず前提です。そこから議論を始めましょうということですね。

毎年収支を均衡させて、ほんとうの賦課方式にするという意味では、確定拠出、掛金建てがいいという議論があります。仮にそれをしたとしましょう。その後で、2×2のマトリックスを、どういうふうに評価するか、という議論に入らないといけないんですけれど

も、積立の場合は、給付建てというのは理論的にあり得ないわけですね。大体掛金建てでやります。そこでリスクが発生します。どういうリスクかということ、利率が変動するというリスクですね。これは、おそらく将来、高齢者が直面する問題だろうといことですね。

では賦課方式はどうかということ、賦課方式のリスクは、名目賃金の上昇率に伴うリスクであるということですね。そのリスクはどこで発生するかということ、高齢の時点で発生するというのが掛金建てで、現役のときに発生するというのが給付建てだという違いがあるんです。

ただ、将来を通じて見ると、給付建てか掛金建てかという、どちらで発生するというリスクはそんなに大したことはないと思うんです。割引現在価値で評価したら、どちらかを調整するというので処理できる問題だと。というふうに考えると、基本的に大きいのは、積立方式で発生するリスク、つまり利率に伴うリスクがどうなるのか、それから賦課方式で発生するリスク、つまり名目賃金上昇率に伴うリスクをどういうふうに評価するか、その大小関係で決まると思うんです。少子高齢化が進むとすると、まず収益率で見ると、やっぱり利率のほうが高いだろうという気がいたします。変動で見るとどうかわかりません。

そう考えると、収益率の差をどういうふうに見るのか、それからリスクをどういうふうに見るか、いわゆるポートフォリオセレクションみたいな議論がありまして、そこから理論的に考えると、積立方式で走らせる部分と、賦課方式で走らせる部分というのが出てくるだろうと思います。

ラフに計算すると、賦課方式で走らせる部分というのはそんなに大きくないんじゃないかという気がいたします。それは細かい議論、いろいろな前提条件が出てくると思いますので細かい話は省略しますが、議論の整理の仕方はそうだと思います。

【喜多村】 ほかにご質問等は。

【B】 税か保険かというのを、経済学者はみんな同じに考えるというのは、非常におおざっぱな議論だと思ひまして、保険の場合には強制の保険になっているから、非常に似たところがあるわけですが、既にご指摘があったように、保険に入らないと給付がないけれどもというような違いその他があるので、それを簡単に、経済学者は同じに見るというのは非常に乱暴な議論のような感じがいたしました。

ただ、山崎先生からは、経済学者はいろいろ悪いことをしているというお話がありましたけれども、ここのお三人は少し、社会保障制度をどう改革するかというところに興味が

集中していて、経済学者が普通考えるようなことをあまり考えていないのではないか。

例えば橋木先生は、どの方式がどういうインセンティブの違い、保険と税とはインセンティブがすごく違うと思うんですけども、そういうものを列挙されていますから、ああいうことを詰めていったときに結果としてどうなるか。効率ということを考えると、賦課方式、積立方式その他のルールのあり方が、人々のインセンティブにどういう影響を与えて、結局どういった社会が出てくるかということを経済学者は普通考える。そういう、いわばブレッド・アンド・バターの面も、実際にここからどう進むかというプロセスの問題、これは政治家の問題に近くなりますが、同時に考えていただきたいというのが第一点です。

もう一つは、現在の日本の不況の問題の、一つの大きな難しさというのは、高齢者世帯、たくさん所得を持っている人が使わない、ということで消費が低迷し、それが歳入結果にまで響いていることにあるわけですから、どういう方式にしたときに、例えばたくさんのお金を持っている高齢者が、税の負担を考慮するのか考えないのか、というお話がありましたけれども、そういうことを考えて、ほんとに使うようになるんだろうかという、これは資源の配分というよりも、短期に遊休資源、失業等をつくらないためには、どうしたらいいんだろうかということも、考えていただきたいという感じがいたしました。

【喜多村】 最後の、高齢者がどうしたらもっと消費するのかというのは、私も大変関心があるんですが、そのあたり、それでは一言ずつお願いします。橋木先生から。

【橋木】 4ページ目に、私がこの分野でどんなことを言ってきたかというのを書いておりました。まさに先生が言われたように、どういう調達方式のときに、どれだけの効率性とどれだけの公平性があるかという比較を、一般均衡財政モデルというのを使ってやっております。それに基づいて、私は累進消費税というのが効率性と公平性の両方のトレードを満たすための、最適な制度だということをここで出しているんです。だから経済学者としての仕事を私はやっているというふうに、先生のご質問を逆手にとって申しわけないですが、宣伝させていただきたいと思います。

【八田】 積立方式のメリットは2つあります。まず、世代間の所得分配が平等になるということです。しかし、最大の理由はインセンティブの面なんですね。それは労働のインセンティブです。保険料が高いと労働のインセンティブがなくなり、経済のゆがみを引き起こす、ということをよく言うんですが、そんなことは全くありません。自分の払う保険料が、そのまま将来給付として戻ってくるなら、これは貯蓄の一形態です。保険料支払

いのうち積立方式部分というのは、自分の税引き後の給与の一部だと労働者は受け取る。保険料支払額のうち、積立方式の部分の保険料を超えた部分というのは、自分のところへ戻ってこないんだから、そこが、労働のディスインセンティブを引き起こす。それを明確に分離しておけば、最後の差のところだけを考えて、これは実質的な税負担だと考えれば済む。

ところが、今は全くわからないわけですね。それこそどこかの大学の先生に計算してもらって、収益率がどうなるかをやってもらって初めて、この年代の人は大体このくらいになりそうだということがわかる。しかも人によって、今までの履歴によって全部違うわけです。このように、どれだけ積立方式であるか全くわからなければどうなるかという、保険料というのは基本的に税だねと考えてしまう。自分に戻ってくるのはどれだけかわからないんだから、非常にリスク・アバースな人は、これも税だと思ってしまう。

透明性の欠如が非常にむだなディスインセンティブ効果を引き起こしている。先ほどから申し上げているような、会計分離をきちんとやるということには、そういう不確実性をなくすという意味がある、ということを目指したいと思います。

それから今度は、高齢者に消費させる方法です。年金改革によって老人消費を促すのはなかなか難しいと思います。私が思うにはそれ以外の方法が2つあります。一つは、相続税を引き上げることだと思います。相続税を引き上げれば、使わなきゃ国に持っていかれちゃうわけですから、当然、生前に使う。

生前に何に使うかという、大体介護に使うんだらうと思うんですね。介護保険の市場や何かも、非常に逆選択の多いところですから、結局なかなか市場が発達しないで家庭に頼ってしまう。介護してくれた家族への見返りとして、遺産を与える、あるいは家を与えるという形で起きているわけだけれども、相続権を取ってしまえば、家族に頼ってもしようがないので、家族に対する給付もなくなってしまうわけで、その分、市場化された介護サービスに移動していく、ということがあろうと思います。だから、私は相続税の引き上げが必要だと思います。

もう一つ、一番必要な改革は譲渡益税です。大きな家を持っていて、子供もいなくなったから小さなうちに住みたい、そして売った金でいろいろ消費をしたいと思っている人も、たくさんいるんだけど、そうすると、家の譲渡益税を取られてしまって、借家になんか、なかなか住めない、あるいは小さな家に移れないということがあろう。

そこで譲渡益税を死ぬまで延納させてあげる。そのかわりに死んだときには、持ってい

る財産に対する譲渡益税は全部、あたかも譲渡が行われたように課税する。そういうことをやると、どのタイミングで譲渡をするかということが、節税に響きませんから、さっさと家売って、売った金の一部を消費して、それなりに充実した老後になる。何が何でも子供たちのために遺産を残しておいて、譲渡益税を払わないで、そのまま家を子供にやろうとは考えなくなると思います。老人の消費を促します。

【喜多村】 まだ時間がありますが、いろいろなご質問があるんじゃないかと思います。

じゃあよろしくをお願いします。真ん中の背広の方。

【C】 きょうはありがとうございます。一つコメント、一つご質問をさせていただきます。

まず第一点のコメントは、先ほど保険料と租税は必ずしも同じものではない、そういう点に注意したほうが良いというお話がありました。私もそのとおりだと思います。ただ経済をやっている者としては、可処分所得が減るということで同じように扱う場合もありますが、よくよく考えてみますと、純粹と申しますか、保険を考えていくと、拠出したものが給付にどう対応していくかという、厳密な関係があると思うんですね。ですから、保険と租税というのはそこが違うかなと。

ただ、現実問題を考えるときに、国民と申しますか、人々がどういう意識を持っているか、おそらく根っこには、今お話したように、租税とは違って、拠出したものが給付に反映されているんだ、という意識があると思うんですね。ですから、実際にどういう財源調達をするか、というところがかかわってくると思うんです。よく増税すると反発があるけれども、保険料の引き上げはあまり反発がないというのは、まさにそういうことだろうと思うんです。

ただそうだとするならば、政府と申しますか、関係する当局と申しますか、そういう国民の意識を裏切らないような政策を、していかなきゃならない。どういうことかと言いますと、私はまだ、今の基礎年金は保険だと思っております。確かに租税財源が回っております。しかしながら、ある期間拠出しなければ給付しないということで、拠出したものが厳格に記録されて、それ以上拠出していない場合には給付しないという直接的対応関係が残っております。

それに比較しますと、私は前に書きましたけれども、介護保険の第2号被保険者の保険料というのは何の記録もない。おそらく第2号被保険者はそういうことを思っていないんじゃないか。ただ介護保険ということで保険料を出しているという意識で、それを取られ

ていると思うんですけれども、実際にはそうでなく、結局その関係する保険組合から向こうのほうに、拠出で回っているということですね。ですから私は、それを介護目的所得税と言っております。

それがいけないというんじゃないんです。そういうやり方があると思うんです。そしてそれは、普通の租税と違うと思うんです。介護に使うために負担してください、そのかわり、今度は将来自分がそういう状態になったときに、給付しますという緩い関係があってもいいと思うんです。それは古い保険の考え方じゃないと思うんです。先ほど申し上げました、まさに基礎年金の保険的要素を残している別の部分、というのはそれだと思うんです。

ですから、財源として保険料とか租税という名前ではなく、実際にどういうふうに調達して、どういうふうに給付に回しているかというメカニズムを、普通の国民にわかるように説明して、さてどれを採用するかということを、我々は議論しなきゃいけないと思うんです。実際に保険という名前がついていても、租税が流れていて、保険的要素を残しながらもやっているものと、保険という名前をつけながらも全く保険的要素がないというものが混在しているわけです。

ですから、我々、ある程度知識を知っている者ではなく、普通の人たちがほんとに理解できるような財源調達、まさに八田先生が先ほどおっしゃったように、情報公開して、その中でどれがいいかということを、選んでいただくことが必要ではないかと思います。これがコメントの一つです。

それに基づいて、4人の先生方に教えていただきたいと思うんです。私自身、細々と年金の研究をしてきましたけれども、いまだによくわからないという気持ちです。確かに以前、賦課方式というものを評価しながらも、2階部分に関してはだんだん積立式にかえていかなきゃならない、ただ1階は賦課方式を残さなければ、という考え方になっておりますけれども、このごろ突き当たっているのは、公と私とといいますか、社会に生きる人間としてどう対応していくのか。個人としてどこまで、個の責任あるいは家族の責任としてリスクに対応するのか。あるいは社会とといいますか、政府とといいますか、それがリスクにどう対応するのか。その公私の役割分担とといいますか、結局その考え方一つで、社会保障制度は全部決まってくると思うんです。年金に限らず、介護も医療も結局そこだと思うんです。それをどうしたらいいか。

例えば、今いろいろ改革が進んでいますけれども、どうも両方ごちゃ混ぜかなと。ある

部分は私的に押しつける部分があれば、公的にやり過ぎる部分もある。ここを改めて、我々とか、当局ももちろんなんですけれども、国民一人一人がそれを考えていくということが必要ではないか。

そういうことで、4人の先生方に教えていただきたいのは、年金ということに限定してもよろしいんですけれども、年金を含めまして社会保障ということ、公私役割と申しますか、どういう社会を、展望というか、理想的に皆さんお持ちになっていらっしゃるのか。私自身も年金を研究して、これに対して一つの制度を出していかなきゃならないとすれば、究極的にはどういう社会を考えていくのかという、自分なりの考えを持たなきゃならないんですね。そこが今、非常にぶつかっているところなので、難しいことだと思いますけれども、今もしある程度イメージがおありになれば、それをお示しいただければ、私の、あるいは私のみならずほかの方々にも、大変参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

【喜多村】 ご質問ありがとうございました。公私の役割分担ということで、確かに財源的に、公が強制的に集めてストレートに配る、そういう意味の財源での公私の問題、あるいはシステムを公がつくって私がやる、その中には広義には、例えばお年寄りが自分の資産を使って老後の資金を得る、いわゆるリバースモーゲージとか、そういうものもあると思いますけれども、そういったものも含めての考え方ということだろうと思います。

それでは小塩先生から順番に、よろしくお願いいたします。

【小塩】 まず、先ほどインセンティブのご質問にお答えするのを忘れたので、それを先にご説明させていただきます。

私は、インセンティブはあまり普通の人には関係ないんじゃないかと思うんです。どれだけ保険料を、あるいは税金を取られようが、毎日会社に来て働くわけですから。経済学者が考えるほど、労働供給というのは伸縮的ではないということですね。だからインセンティブが重要なのは、むしろ給付のほうですね。高齢者の就業行動にはインセンティブが大きな影響を及ぼすだろうということですね。

それと、高齢者にお金を使っていただくより、若い人に使っていただくということを考える必要があって、そうするとやっぱり、制度の不確実性を軽減する努力が必要でしょうということですね。

それから、公か私かということなんですけれども、私も、ここまでが私でここまでが公です、という線引きをするだけの、ちゃんとしたロジックを持っていないんですけれども、

ただ昔に比べると公対私という対立の軸は、弱くなっているんじゃないかという気がするんです。

我々が普通公と思っているものをよく見てみると、特に年金の場合なんですけれども、財源の調達なんかを見ると、どうも公と言っているのが実は将来の私である、将来世代になっているということになるわけですね。そうすると、昔は公か私かという軸は有効に機能したと思うんですけれども、少子高齢化がだんだん進むにつれて、現在の私と将来の私との対立関係というふうに、だんだんと実質的に置きかわってきているんじゃないかという気がします。

そういう人口動態的な変化を前提にすると、これは私の個人的な意見ですけれども、昔に比べると、公、政府の役割というのは、厳密にうまく制度が回っているのだろうかという観点から、チェックしていく必要があると思うんです。そうするとやっぱり相対的に見て、現在の私というところで制度を回す部分というのが、増えていかざるを得ないんじゃないかという気がいたします。

ご質問の趣旨とちょっとずれているかもしれませんが、私はそういうふうに整理しております。

【橋木】 Cさんは、公的年金に関して、基礎年金は累進所得税方式で行けという仕事を、旧経済企画庁でやられて、そういうところでいい仕事をされている方なので、彼の宣伝をさせていただきたいと思います。

2番目は公と私ですが、私が最初にやや倫理的なことを言いましたことと関係あることです。共同体主義なのか、普遍主義なのかという選択を日本人がする時期に来ていると思います。私の言うユニバーサリズムというのは、家族形態、年齢、性別、職業が全く無関係に、各個人一人が公との関係において、ミニマムの保障だけを公から期待する。それ以上の保障なり何らかを求める人は、自分でやりなさいというのが私の主張であります。

したがって、いわゆる共同体主義だとか、家族主義だとか、企業におんぶにだっこという制度を私はとりません。ミニマムレベルは、国と個人が契約を結んで、公と民の間で助け合いをやる。それ以上のことには公は全然関与しなくてもいいという意味で、私は普遍主義をとっております。私の主張をもうちょっと鮮明に述べさせていただきました。

日本の社会というのは、今までだれがセーフティーネットを張っていたかといったら、家族と企業でありました。もうそういうことは期待できない社会でございます。家族は崩壊し、企業も支払い能力がないとなると、だれがやらなきゃいかんかとなると、ミニマム

の部分を公共部門がやる。それに対して個人は負担をせざるを得ない。それは、重ねて言いますが、年齢だとか、性だとか、職業とかそんなものと無関係に、国に拠出する。その一番いい形は、税金であるというのが私の論拠であります。

もし関心のある方は、私の『安心の経済学』というところで、そのことを語る述べておりますので、読んでいただければありがたく思います。宣伝で済みません。

【八田】 インセンティブのことをちょっと申し上げたいと思います。私も、普通の人の場合には、税金や保険料が高いから働く時間を短くしようなんていうことは、全くないと思います。ところが、これが猛烈にきいてくる人たちがいる。それは、女の人が働くかどうかを選ぶときです。今の年金の保険料はご主人の給付でいく限り、全く払い捨てですから、これは相当大きい。そもそも働くかどうかの決断のときに非常に大きい。

それから、年金の給付がどういう形で、在職老齢年金のような形で払われるかというのも、退職の時期の選択に大きくきいてきます。こういうものを中立化するということは、先ほどの議論にも出てきたことですが、非常に大切なことだと思います。

さらに、繰り返しになりますが、会計分離をして、自分の負担している部分のどれだけが戻ってくるかというのは、世代間の公平のために必要だろうと思います。それからシステム全体への安心感を与える。

それから今度は公と私ですが、私はごりごりの経済学者ですから、経済学的な国の関与の正当化ができるのは、再分配のためと市場の失敗があるときだけだと考えていて、そのほかは全部市場でやればよいと思っています。

まず、基礎年金は、先ほどの多少入り組んだ議論で正当化できると考えています。再分配のためにはどうしても生活保護が必要で、生活保護を設けるならば、そのペアとして必ず基礎年金というものが必要である。したがって、これは設けざるを得ないと考えているんです。

報酬比例の部分については、先ほど申し上げましたように、逆選択があるならば、社会保険にするべきだし、そうじゃなかったら社会保険にするべきじゃない。火災保険を社会保険にしているところはあまりないわけですが、これは家がコンクリートだか木造だか、外から見るとすぐわかることだからですね。ところが、その人が長生きしそうかどうかということは、自分では病歴だとか親・兄弟のことでわりとわかっているけれども、保険会社にはなかなかわかりにくい。そういうものについては、どうしても社会保険にせざるを得ないだろう。

この逆選択というのは、何となく経済学者が好きで言っていることのように思われるかもしれませんが、実例があるんですね。

よくれ例に出して言うんでうけれども、1990年、ボストンで美容師さんから聞いた話ですけれども、当時の美容師さんは自分が美容師だと言ったら医療保険に入れない。アメリカはご存じのように国民皆保険じゃなくて、医療保険も任意加入ですけれども、保険会社が入ってくれないんですね。それはどうしてかということ、美容師さんには同性愛の人が多い。当時エイズは同性愛の人の病気だと考えられていたし、実際問題として、保険会社としては美容師さん全体に対しては保険金の支払いが多い。それで、美容師さんだけは保険料を上げる。そうすると、ただでも健康な人は入らないのに、保険料が高いからさらに保険から人が出ていく。だけど同性愛の人はみんな残る。そうすると残ったグループの危険度はかなり高くなって、保険会社はまた保険料を上げる。そのプロセスが続いて、結局は同性愛の人だけにふさわしい、非常に高い保険料になってしまって、普通の人は全く追い出されてしまった。こういう実例があるんですね。

アメリカのように、健康保険を任意保険にしておくというのは間違いで、国民皆保険にしておくべきだということの裏づけにこの実例は、使われると思います。年金も全く同様だと思います。先ほど申し上げたように、日本では、終身年金の収益率が異常に低い。今の自営業の人たちには有利な終身保険がないわけです。そういう事態を避けるべきで、その観点から言ったら、厚生年金については、ある種の充実を考えてもいいくらいの話だと思います。

【山崎】 公私の役割分担ということにつきましては、例えば橘木先生が基礎部分は国の責任、それを上回るものはすべて個人責任だ、というふうにうまくお分けになるんですが、私自身は、公的な仕組みの中にも、民間のよさ、市場原理のよさ、自己責任原則を組み込むという工夫があっていいんじゃないかと思っております。

ですから私は、2階部分についても公的な保険という仕組みをとるけれども、財政を透明にして、自己責任原則もきちっと組み込む、という仕組みがいいのではないかというように考えております。それはおそらく、今八田先生がおっしゃったように、民間では必ずしもうまくいかない部分を公の仕組みの中に取り入れる、しかし原理的には民間の原理を組み込むというのがいいのではないかということだと思います。

【喜多村】 もう少し時間がありますけれども、ほかにご質問等。

はい、後ろの方。

【D】 企業の立場から見て現在このように考えているということを説明した上で、若干質問させていただきたいと思います。

まず、企業の方にいろいろお話を聞きますと、厚生年金にしましてもこれから段階的に保険料が引き上げられる、この間、2025年には31%ぐらいまでになるということで試算が出ておりましたけれども、このようになってしまうと非常に苦しいという話が非常に強くございます。

今現在、企業は10兆円程度の事業主負担をしているようでございます。企業としましては、その従業員に対する福利厚生的な意味合いとして、事業主負担をしているということがありますがけれども、従業員の公的年金制度に対する信頼感がないということで、この意味合いが非常に薄いというのを現状として感じているところでございます。こういったものを打開するためにも、持続的で、将来的に安定した信頼性の高い制度であるということが原則としてあろうかと思っておりますので、将来的に形の見える設計というものが、必要になるのではないかと考えております。

厚生年金の基礎年金に対する拠出金というものが、82年度で9.4兆円ぐらい出ているかと思うんですけれども、基礎年金自体が賦課方式で行われているというところであります。今現在、第1号被保険者の未加入者とか免除者が、計算する際の案分の中に含まれていないということで、厚生年金や共済年金からの基礎年金の拠出金が、第1号被保険者の部分に対してかぶってきってしまうというところがありますので、まず基礎年金と厚生年金というものを切り離したほうがいいんじゃないかと考えております。

その際に、基礎年金自体は、先ほどからお話がありますように、私どももセーフティネットという形で、今現在3分の1の国庫負担のものが2分の1、そして最終的には全額国庫負担という形になるのが望ましいんじゃないかと思っております。

ただし、税方式にする場合には、政府がある程度の選択肢を国民に示して、コンセンサスを得る必要があるということで、どういう形で取るかということは、うちのほうは検討している最中でございます。

その上で、厚生年金につきましては、企業で働く人のためには必要だということで、これを基礎年金から切り離すような形で整える場合には、今現在、厚生年金に積立金が非常に多くありますので、これから第一次ベビーブーマーや第二次ベビーブームといった層で受給者が増え、負担が非常に厳しくなるところで、この積立金を取り崩しながら、長期的に保険料率をフラットにして、将来的な安定感を得るような制度として、国民に提示して

はどうかという検討を進めているところであります。今現在、この積立金を取り崩して、赤字が出ている厚生年金ということでもありますので、こんな巨額な積立金を持っている必要があるのかどうかというところを私どもとしては考えているところであります。どのようにお考えか皆様のお考えを教えてくださいたいと思います。

【喜多村】 これは山崎先生、お願いします。

【山崎】 積立金は絶対に必要でして、先ほど来私は、積立の要素を強めるべきだと言っております。積立方式に全部切りかえろとは言っていないんですが、今は積立金を取り崩すという段階では全然ないということだと思っております。既に運用収入をも使う状況になっておりますから、積立金というのは、将来に向けてまだまだ増やさなければいけないのに、今の時点では減る傾向ですね。ですから、これは既に深刻な事態になっていると思います。

【八田】 今、積立金が一方にあるわけですがけれども、その一方に、ものすごい債務があるわけですね。それが積立金をはるかに超えているわけです。その差は、後で税なり保険で負担するわけですがけれども、この積立金を取り崩してしまえば、債務は一定ですから、その差はますます大きくなって、後の税負担が大きくなる。要するにそういう話だと思っております。

【小塩】 私も、取り崩すのはまずいんじゃないかという気がします。ただ、積立の部分を政府が持っているかどうかはまた別の問題でありますので、議論が崩れる可能性があるんですがけれども、積立方式で運用するということを前提とするなら持っていたらいい。ただ、スウェーデン方式のように移行するとか、あるいは将来1階部分だけにしますというふうに政府が強い方針で臨んだら、給付額に対して今6倍くらいあるんですか、そういう非常に大きなお金を持っている必要はまずないと思います。ですから公的年金を将来どういうふうに設定するのかということで、積立金の役割が変わってくると思います。

【喜多村】 先ほどの山崎先生のお答えは、基礎年金と報酬比例分を分けるべきではないということですね。一体として考えるからということだと思いますが。

もう一方、先ほど手が挙がっていたような気が……。最後ということをお願いします。

【E】 主に小塩さんへの質問なんですが、いろいろ計算されていて、消費税率が5%の場合、あるいは厚生労働省の試算というのは、必ずそういった前提が入っているんですがけれども、実はこれは、過去50年間の制度を考える話で、過去50年間で考えると、こういったマクロの変数というのは随分激しく変動しているわけですから、これから50年

経過する間に、こういった想定というのもその都度変わってくると思うんですが、そもそもこういった想定をすべきと考えられるかということと、こういったマクロ的なショック、長期的な変動というものを前提としたときに、制度設計をどういうふうを考えるべきかということについてコメントいただければと思います。

【喜多村】 では、小塩先生。

【小塩】 非常に厳しいご指摘をありがとうございます。図表2のようなシミュレーションは、なぜこういうふうに想定したかということなんですけれども、これは、厚生労働省の試算と比較可能な形にするために、こういう数字を置いたものです。ここでは利回りを低目にする。そのためには物価上昇率とか賃金上昇率等を、調整しないとイケませんので、こういう数字が並んでいるわけですね。

もう少し一般的に、こういう年金のシミュレーションをする場合に、マクロとのフィードバックをどういうふうに考えないとイケないか、ということなんですけれども、考えるべきだと思います。こういうのは、ただ単にマクロの変数を外性にして、エクセル等の表計算で回すということだけなんですけれども、実際は、ここでいう積立金の運用利回りもそうですし、物価上昇率も賃金上昇率もそうですし、もっと言うと出生率も内省化しないとイケないわけですね。50年、100年ぐらいのタームで議論しないとイケない。

そうなると、マクロモデルの手法を考えないとイケないんですよ。今、いろいろなシンクタンクや役所などでとられている手法というのは、基本的には過去10年とか20年の構造からパラメーターを引っ張ってきて、そこではOLSなどを使って、そこで得られたパラメーターで将来推計する。それを内省化して、マクロと年金のフィードバックをする、ということが普通なんですけれども、50年とか100年ぐらいの将来像を見るときに、過去の構造をそのまま引っ張ってきていいのか、という議論はやっぱりあると思うんです。

いろいろなところで議論されているんですけども、一部おおざっぱになるかもしれないけれども、効用最大化モデルを前提に、OLGモデルとか、世代重複モデルとかそういうのを入れて、カリブレーションといいますか、ちょっとおおざっぱなんですけれども、重要なパラメーターについては外から与えて、政策の効果を見るという手法が必要になるんじゃないかと思います。

もちろんそういうのはぶれがありますから、センシティブティ・アナリシスといいますか、いろいろな前提条件を変えて、結果がどうなるかというのをチェックするという手法が、これから必要になるんじゃないかという気がいたします。

【喜多村】 5時になってしまいましたので、ここでフォーラムを終了させていただきたいと思います。

きょうは皆さん、特に4人の先生方、お忙しい中ありがとうございました。会場からぜひ拍手をお願いしたいと思います。(拍手)

それでは、きょうはどうもありがとうございました。お足元にお気をつけてお帰りいただきたいと思います。

了